

第2次 亀山市障がい者福祉計画

— 亀山市障がい者計画・亀山市障がい福祉計画 —

～生涯にわたり自分らしく活動ができ、
共感と共生ができるまち～



平成30年3月
亀山市

この冊子を視覚障がい等の方がお読みになられる場合は、家族や身内の方などに音読してご対応いただくこととしています。なお、音声データが必要な方には、集録したCD（全ページ）をお渡ししますので、あいあい（☎ 0595-84-3313）までご連絡ください。

はじめに

わが国では、少子高齢化や人口減少の進行などの社会情勢が変化する中、高齢者人口は増加の一途をたどり、医療水準の高まりもあいまって、急激な人口構造の変化が進み、世界でも類をみない超高齢社会を迎えています。

本市におきましては、各種障害者手帳を所持される方が年々増加する傾向にあり、障害福祉サービス等を利用される方は相対的に増加しています。

これまで本市では、「いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山」を基本理念とした亀山市障がい者福祉計画（障がい福祉計画含む）を推進しながら、一人ひとりの個性が輝くまちづくり、地域で安心して暮らせるまちづくり、自立した生活のできるまちづくりに関する施策に取り組んでまいりました。

一方で、障がいのある人が住み慣れた地域で生涯にわたり自立した生活を過ごすには、福祉サービスや支援の充実はもとより、多様性を尊重し包摂する人間性や地域文化を醸成するため、「我が事・丸ごと」の考え方に立ちつつ、これまでの取組を充実・強化していくことが求められています。

こうした中で、本市では、市の未来を描く第2次亀山市総合計画において、将来都市像を「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」とし、住み慣れた地域で充実した生涯を過ごせる「心と体の豊かさを感じられるまち」、人と人がつながり多様な交流にあふれる「つながりと交流のあるまち」を目指すまちのイメージとして進めることとしました。

本計画においては、障がいのある人が、住み慣れた地域の中で生活を継続できるとともに、障がいのない人とつながり・支え合い、ともに喜びを感じながら、自分らしい生活を送ることができるまちの実現をめざす方針として示しました。

今後、計画に掲げる目標の実現に向けて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました亀山市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査等により、貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。



2018（平成30）年3月

亀山市長

A stylized handwritten signature in black ink. The characters are written in a cursive, flowing style, typical of Japanese calligraphy. The signature appears to read 'Kameyama Yukihiro' (亀山 幸弘).

目 次

第1章 計画策定の背景

1	計画策定の背景	1
2	障がいのある人等の状況	
(1)	人口推移の状況	
①	総人口と年齢3区分率の推移	5
②	年齢階級別人口ピラミッド	6
③	平均寿命と健康寿命	7
④	出生率及び合計特殊出生率	7
⑤	死亡率	8
(2)	障がいのある人の状況	9
(3)	各種障がいのある人の状況	
①	身体障がいのある人の状況	10
②	知的障がいのある人の状況	11
③	精神障がいのある人の状況	13
④	指定難病のある人の医療費受給状況	15
3	アンケート調査の結果	
(1)	亀山市障がい福祉サービス等に関するアンケート調査について	17
(2)	アンケート調査結果のポイント	18

第2章 障がい者福祉課題の整理

1	障がい者福祉の課題のまとめ	24
---	---------------	----

第3章 障がい者福祉を進めるための基本的な考え方

1	計画の考え方	
(1)	基本理念	26
(2)	基本目標	27
(3)	計画の体系	28

第4章 障がい者福祉に関する取組の展開

1	地域で安心して暮らせるまちづくり	
(1)	地域で支え合う共生社会の実現	
①	障がいと障がいのある人への理解の促進	29
②	ボランティア活動の推進	30
③	精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発	32
④	虐待防止の啓発	34
(2)	相互理解と交流の促進	
①	障がい者差別解消に向けた取組の推進	35
②	交流イベント等の開催	37
③	福祉教育の推進	38

目 次

2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(3) 包括的相談支援体制の構築

- ①早期発見・早期治療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- ②総合相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 4 4
- ④障がいのある人の家族支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5

(4) 障がい児支援体制の確保

- ①療育体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
- ②医療的ケア児の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- ③子育てを支援する受入体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9
- ④特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1

3 自立した生活のできる体制づくり

(5) 雇用・就業機会の確保と拡大

- ①就労準備支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
- ②雇用の場の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4
- ③就労定着に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7

(6) 自立生活のための環境整備

- ①障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
- ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1
- ③防災・安全対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3
- ④権利擁護対策の充実（成年後見制度の利用促進）・・・・・・・・ 6 5

第5章 第5期亀山市障がい福祉計画・第1期亀山市障がい児福祉計画

- 1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
- 2 計画期間における目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
- 3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策・・・・・・・・ 7 2
- 4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策・・・・・・・・ 7 9
- 5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 4
- 6 計画期間における目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 4
- 7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策・・・・・・・・ 8 6
- 8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 8

第6章 計画の推進にあたって

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 2

資料編（参考資料）

- 1 策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 5
- 2 関係規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 6
- 3 亀山市地域自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 8
- 4 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 9

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

本市では、平成 19 年 3 月に「亀山市障がい者福祉計画（平成 24 年 3 月改定）」を策定し、「いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山」を基本理念として、誰もが個人として尊重され、つながり・支え合い、ともに喜びを感じて生きていける社会の実現に向けて、施策を進めてきました。

近年、少子高齢化、人口減少、家族形態の変化といった流れが進む中で、福祉ニーズは、ますます複雑かつ、多様化してきました。その一方で、国では、平成 23 年の「障害者基本法」改正を皮切りに障害者制度の集中的な改革を推進してきており、「障害者虐待防止法」や「障害者優先調達推進法」のほか、平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

さらに、同年 6 月には、「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援を充実することや、「児童福祉法」の改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実など、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

また、市内の障害者手帳を所持している人は、平成 29 年 4 月現在、身体障害者手帳 2,439 人、療育手帳 356 人、精神障害者保健福祉手帳 238 人で、人口の 6.1 パーセントを占めるなど、本市における障がい福祉サービス等を利用する人は年々増加する傾向にあり、障がい福祉を取り巻く本市の状況も変化しています。

一方、地域福祉の推進にあたり、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみ（＝丸ごと）に転換しつつ、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方ではなく、あらゆる市民が役割を担い（＝我が事）、支え合いによって「地域共生社会」を実現しようとする施策が求められることとなり、国では平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げたところで、障がい者施策・障がい福祉の推進にあたっても、「我が事・丸ごと」の視点で取り組むことが求められています。

こうした中で、上記のような障害者制度改革の流れに合わせつつ、これまでの取組や地域性を踏まえ、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに生活ができる共生のまち「かめやま」の実現をめざして、障がい者施策・障がい福祉に関わる計画を一体的に策定するものです。

(2) 計画の期間

第2次障がい者福祉計画は、障がい福祉計画と計画期間を合わせるため2026（平成38）年度までを計画期間（9年間）とし、第2次総合計画（後期基本計画）及び第2次地域福祉計画（後期計画）の策定と合わせ、2021（平成33）年度に中間見直しを行うものとします。

また、第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本方針に即して2020（平成32）年度までを計画期間（3年間）とします。

年度(平成) 西暦	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025	38 2026	
第 2 次総合計画		基本構想 29～37 年度【9 年】										
		前期基本計画 29～33 年度【5 年】					後期基本計画 34～37 年度【4 年】					
第 2 次障がい者福祉 計画 (成年後見制度 利用促進の施策)			30～ 38 年度【9 年】 見直し									
障がい福祉計画 障がい児福祉計画			第5期 30～32 年度 【3 年】			第6期 33～35 年度 【3 年】		第7期 36～38 年度 【3 年】				
第 2 次地域福祉計画			(総論) 29～37 年度【8 年 6 か月】									
			前期計画(各論) 29 年 10 月～33 年度 【4 年 6 か月】					後期計画(各論) 34 年度～37 年度 【4 年】				
子ども・子育て支援 事業計画	27～31 年度【5 年】											

（３）計画の位置づけ・性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」とを一体的に策定するものとします。あわせて、本市における最上位計画である第2次亀山市総合計画（前期基本計画）に即しつつ、特定の課題に対応する分野別計画として位置づけています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成29年4月以降）により、成年後見制度利用促進計画については、第2次亀山市地域福祉計画で基本的な考え方を示しており、本計画においては施策を示すこととします。

なお、策定にあたっては、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など市の各分野に係る計画との整合を図りながら、国及び三重県の主な方針や計画との整合を図ります。

第2次亀山市総合計画

第2次亀山市地域福祉計画
(福祉分野におけるマスタープラン)

健康・医療推進計画

高齢者福祉計画

第2次亀山市障がい者福祉計画

市町村障害者計画と市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画を包含

亀山市障がい者計画

- 本市の将来の障がい者施策を推進するための基本計画と位置付け、障がい福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加など）について幅広い分野の事項を規定

新規

成年後見制度利用促進の施策

第5期亀山市障がい福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制などを規定

新規第1期亀山市障がい児福祉計画

- 児童福祉法に基づく障がい児の支援の提供体制等を規定

子ども・子育て支援事業計画

2 障がいのある人等の状況

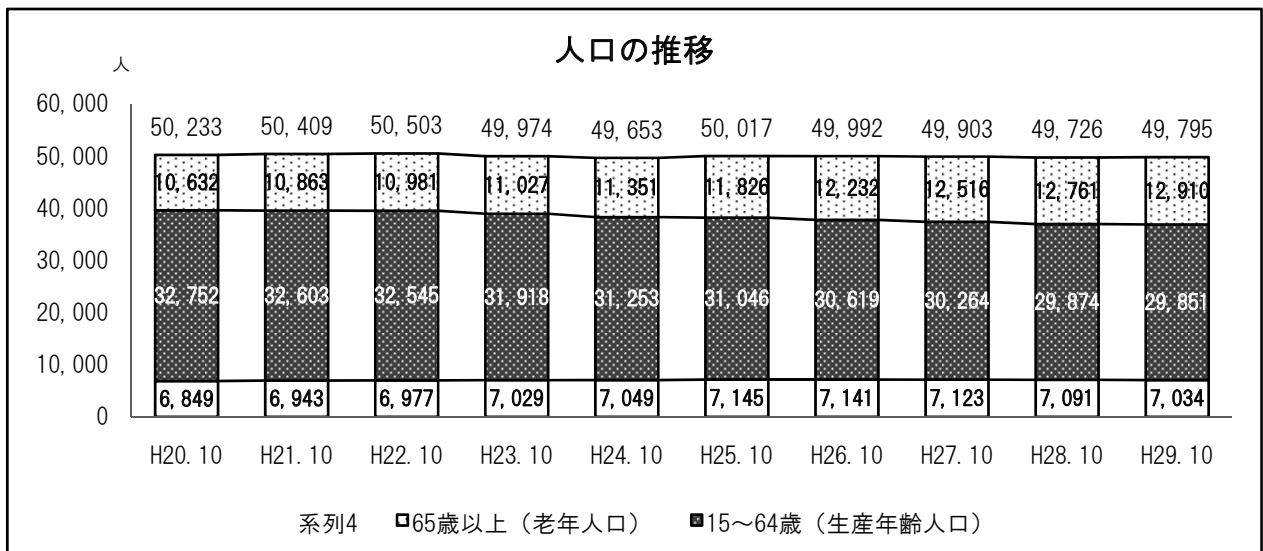
(1) 人口推移の状況

① 総人口と年齢3区分率の推移

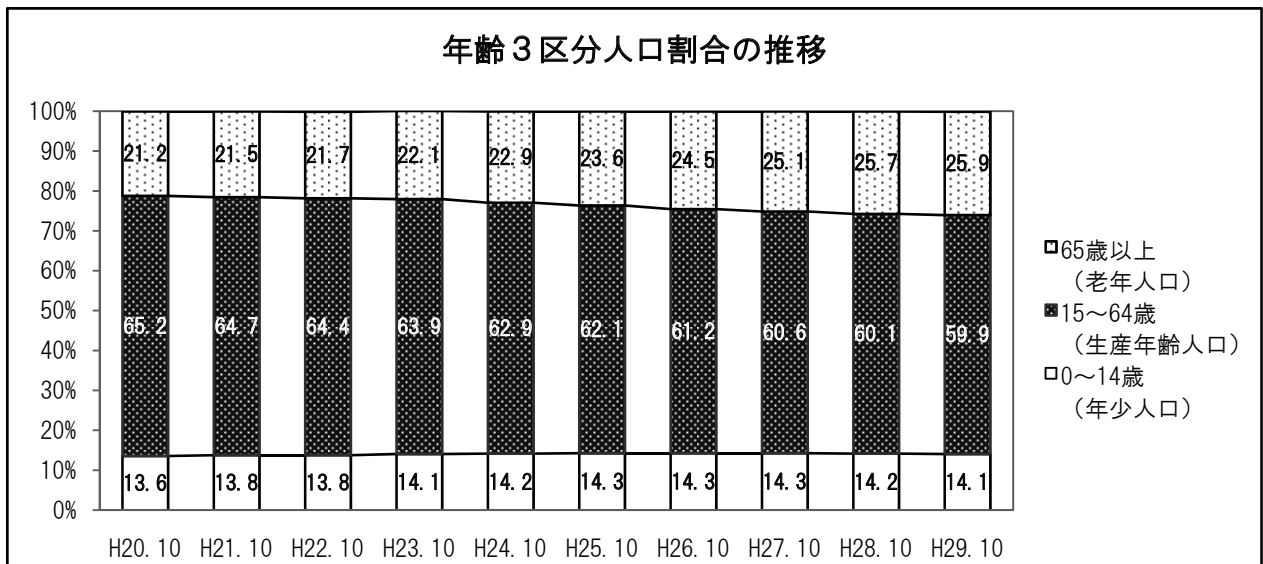
亀山市の総人口の推移は平成12年頃から増加傾向をたどってきましたが、近年人口は横ばいから減少傾向となっており、平成29年10月1日現在49,795人となっています。

また、第7期介護保険事業計画の人口の推計（各年度10月1日）によると、平成30年度は49,921人、2019（平成31）年度は49,942人、2020（平成32）年度は49,950人となり、微増することが推計されています。

一方で、年齢3区分率では、老年人口（65歳以上）が占める割合（高齢化率）が増加しており、平成28年10月1日現在では25.7%、団塊の世代が75歳を超える2025（平成37）年には27.7%となることを見込まれます。



出典：市民文化部戸籍市民室「年齢別の人口データ」



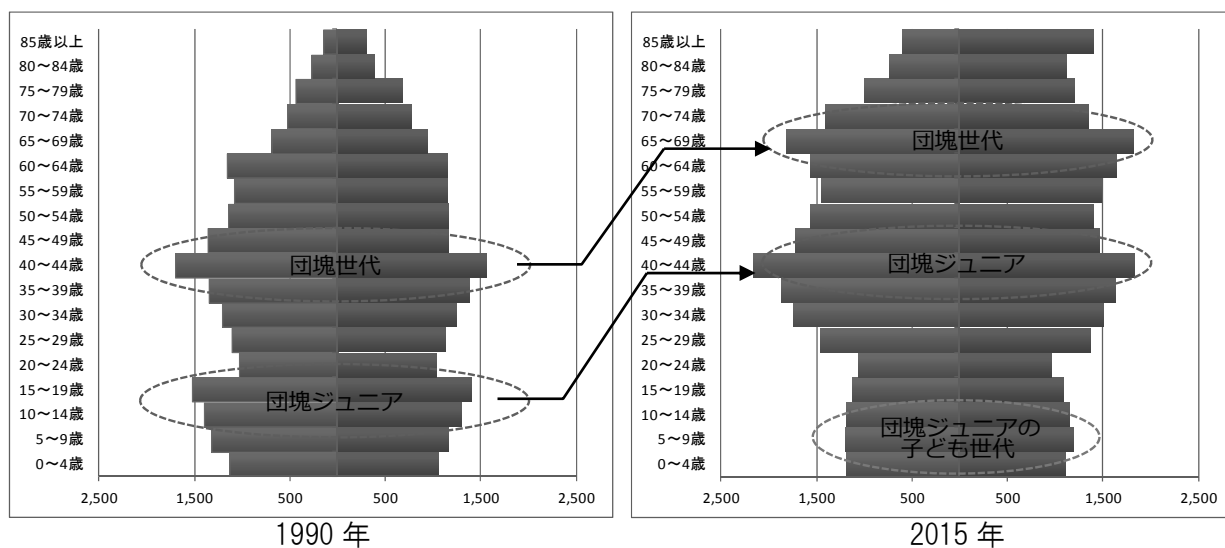
出典：市民文化部戸籍市民室「年齢別の人口データ」

②年齢階級別人口ピラミッド

2015年の人口とその前後25年における年齢階級別ピラミッドで1990年と2015年を比較すると、2015年には団塊ジュニアの世代とその子ども世代である0～9歳の世代が増加傾向にあります。

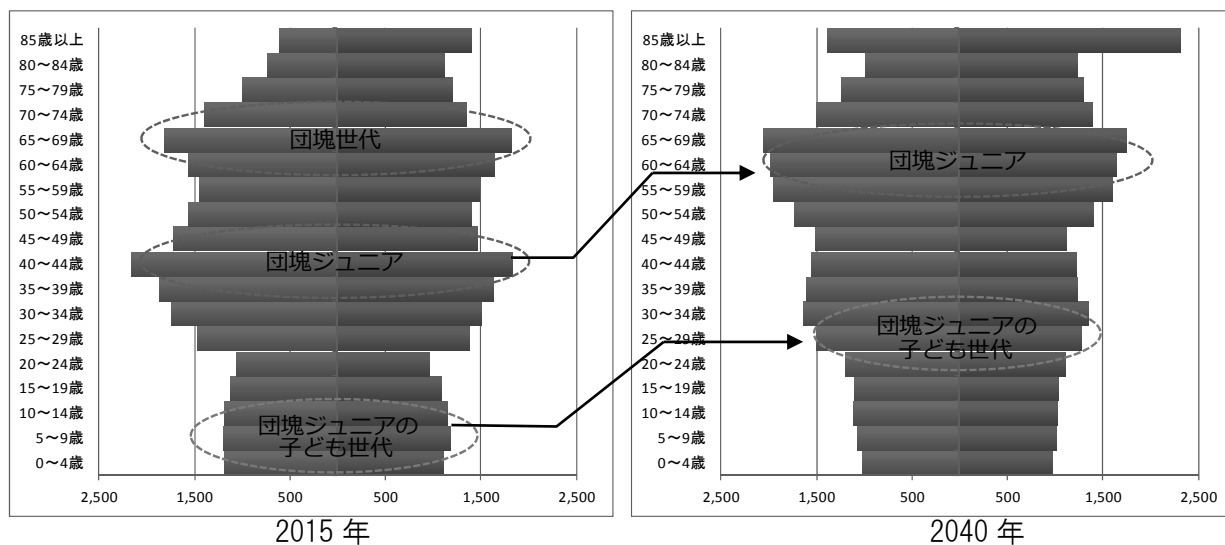
また、2015年の人口ピラミッドにみられる団塊ジュニアの子ども世代の増加は一時的であり、その下の世代では人口は再び減少していくと推計されています。

【1990年及び2015年の人口ピラミッド比較】



出典：企画総務部企画政策室「人口ビジョン」

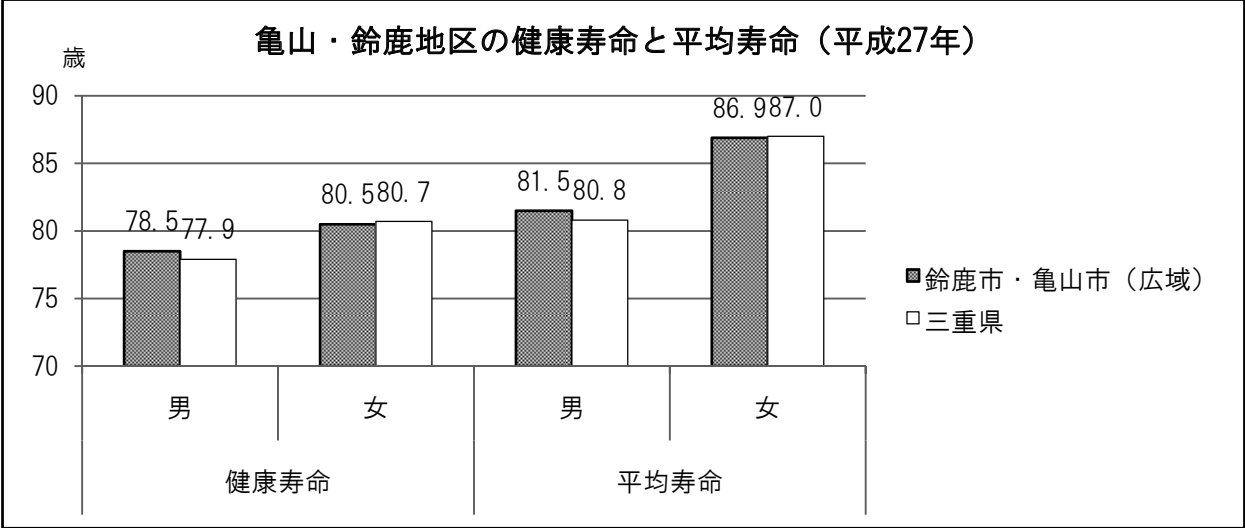
【2015年及び2040年（将来推計）の人口ピラミッド比較】



出典：企画総務部企画政策室「人口ビジョン」

③平均寿命と健康寿命

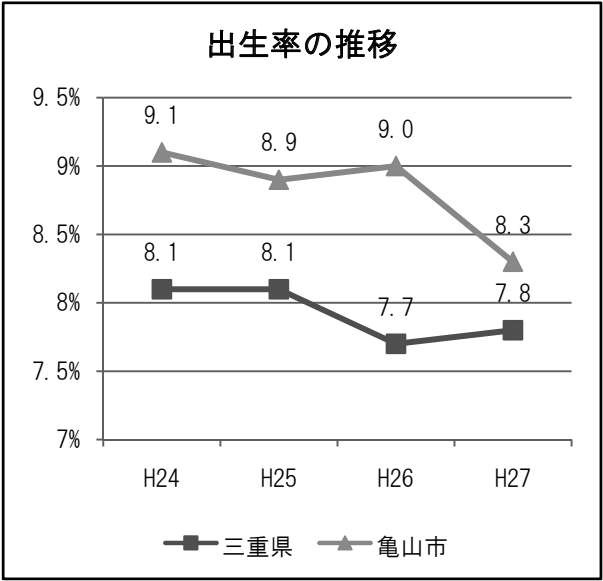
平成 27 年の鈴鹿市及び亀山市（鈴鹿亀山地区広域連合管内）における平均寿命と健康寿命をみると、男性ではいずれも県平均を若干上回り、女性ではいずれも県平均を若干下回っています。



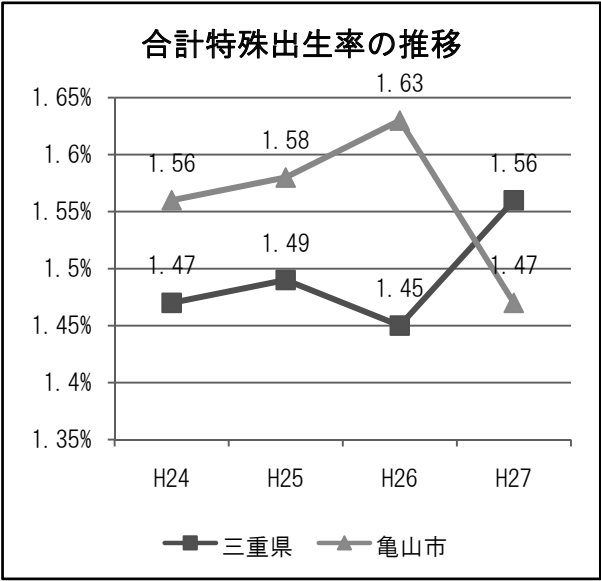
出典：三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」

④出生率及び合計特殊出生率

平成 27 年の本市の出生率は、8.3（人口千対）となり、県と比べ 0.5 ポイント高くなっています。一方、出生率の低下に比例し、合計特殊出生率は、1.47（人口千対）となり、県と比べ 0.09 ポイント低くなっています。



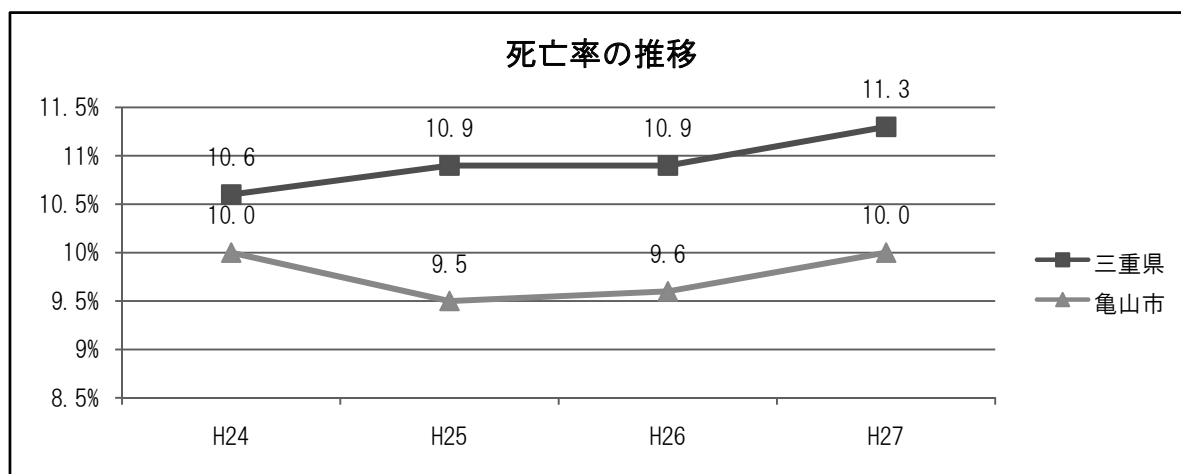
出典：三重県の人口動態



出典：三重県の人口動態

⑤死亡率

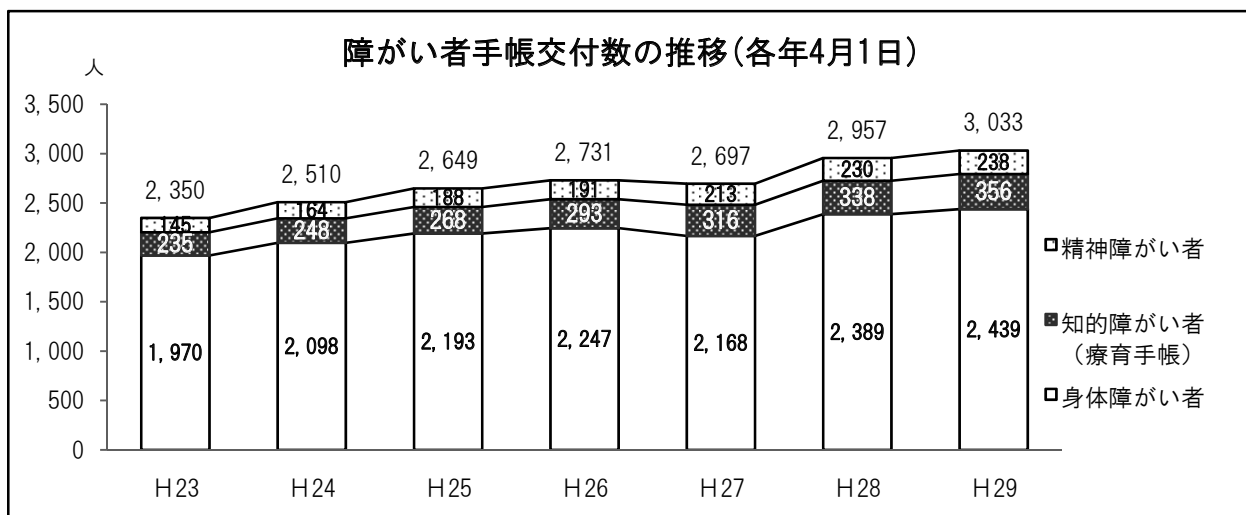
平成 27 年の本市の死亡率は、10.0（人口千対）で、県と比べ 1.3 ポイント低くなっており、相対的に亡くなる人が少ない傾向にあります。



出典：三重県の人口動態

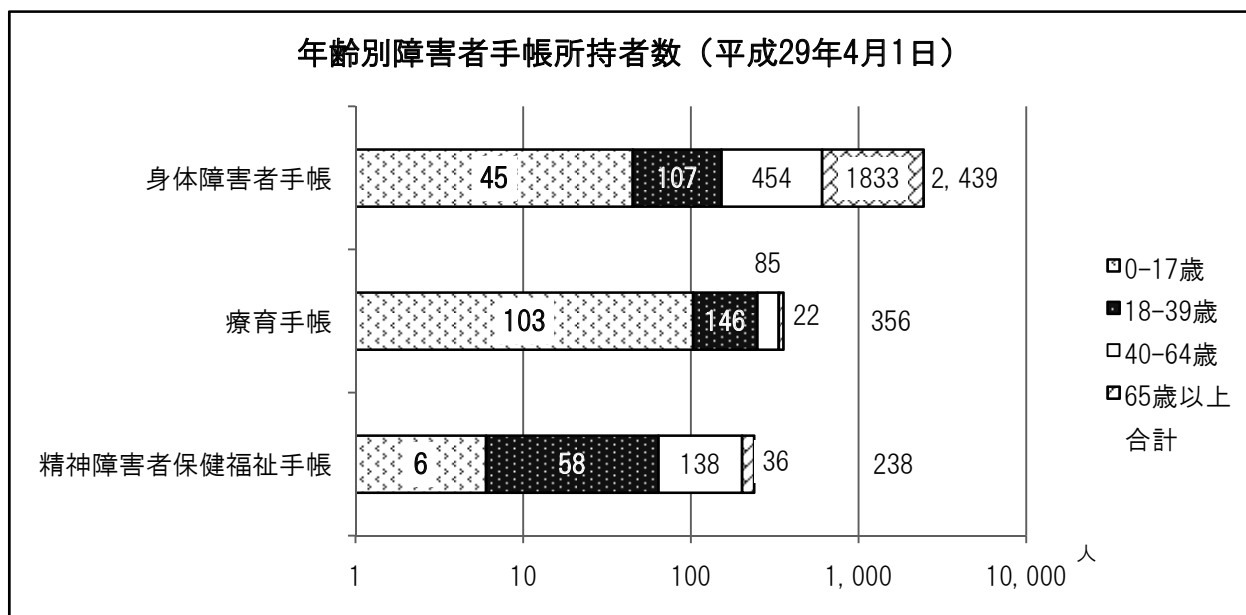
(2) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、平成23年では身体障害者手帳1,970人、療育手帳235人、精神障害者保健福祉手帳145人、合計2,350人であったものが、平成29年には、各障がい者手帳所持者は増加し、身体障害者手帳は2,439人、療育手帳は356人、精神障害者保健福祉手帳は238人となり、平成23年に比べ全体人数で683人、率にして29.1%増加しています。



出典：健康福祉部地域福祉室

各手帳所持者を年齢別でみると、身体障害者手帳所持者数は年齢を重ねるごとに増えており、40から64歳は454人、65歳以上は1833人、全体の93%となっています。療育手帳は、0から17歳が103人、18から39歳が146人と比較的若い世代の人で過半数を超えています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、18から39歳が58人、40から64歳が138人となり、全体の82%を占めています。

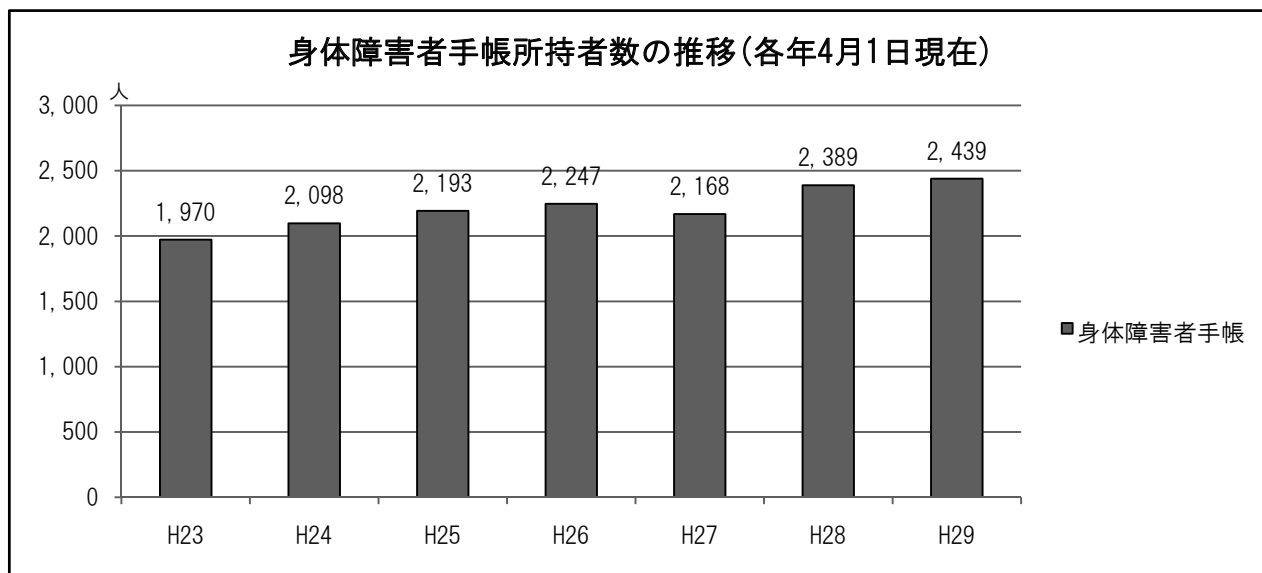


出典：健康福祉部地域福祉室

（３）各種障がいのある人の状況

①身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は、平成 23 年に 1,970 人であったものが、平成 29 年には 2,439 人と 469 人増えており、率にして 23.8%増加しています。



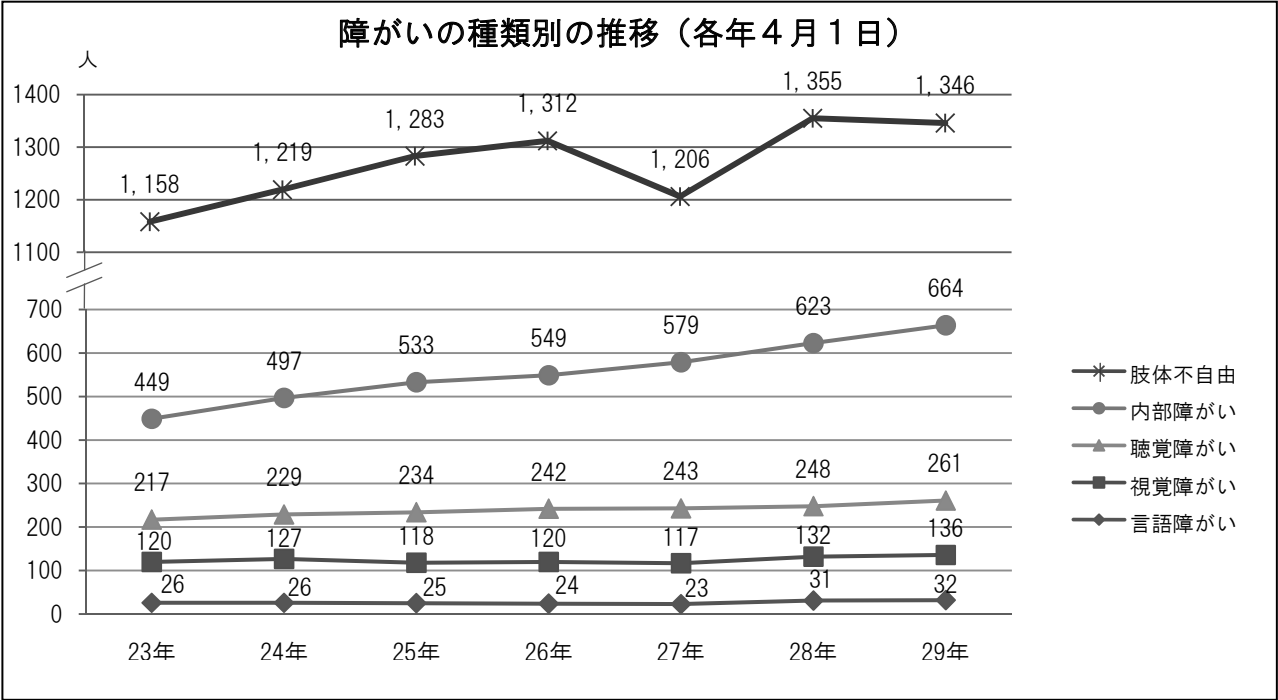
出典：健康福祉部地域福祉室

等級別の推移では、1 級から 4 級までが増加傾向にあり、5 級と 6 級は、横ばいで推移しています。年齢別では、18 歳未満は微増する傾向であるものの、18 歳以上は、平成 23 年に 1,940 人であったものが、平成 29 年には、2,394 人となり、454 人増加しています。

		H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
等級	1 級	506	543	581	589	600	656	696
	2 級	309	322	331	338	324	359	375
	3 級	346	377	386	392	404	426	423
	4 級	547	586	622	647	596	655	659
	5 級	119	123	124	130	97	124	120
	6 級	143	147	149	151	147	169	166
18 歳未満		30	33	37	38	47	41	45
18 歳以上		1,940	2,065	2,156	2,209	2,121	2,348	2,394
合 計		1,970	2,098	2,193	2,247	2,168	2,389	2,439

出典：健康福祉部地域福祉室(各年 4 月 1 日)

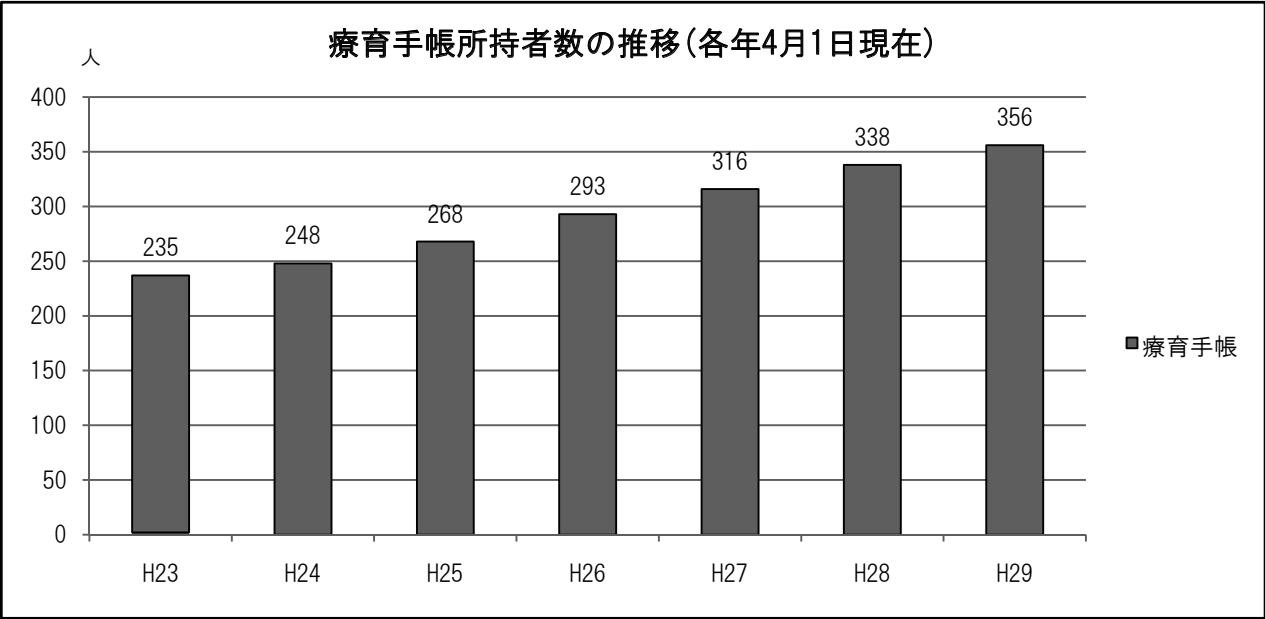
障がいの種類別では、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がいを中心として年々増加傾向にあります。



出典：健康福祉部地域福祉室

②知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者は、平成23年に235人であったものが、平成29年には356人と121人増えており、率にして51.4%と大きく増加しています。



出典：健康福祉部地域福祉室

等級別では、全ての等級において年々増加する傾向にあり、特に18歳以上の方が、平成23年159人であったものが、平成29年には253人に増え、増加率59.1%となっています。

		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
等級	A1（最重度）	94	95	103	114	116	130	140
	A2（重度）							
	B1（中度）	141	153	165	179	200	208	216
	B2（軽度）							
18歳未満		76	81	88	87	91	94	103
18歳以上		159	167	180	206	225	244	253
合 計		235	248	268	293	316	338	356

出典：健康福祉部地域福祉室（各年4月1日）

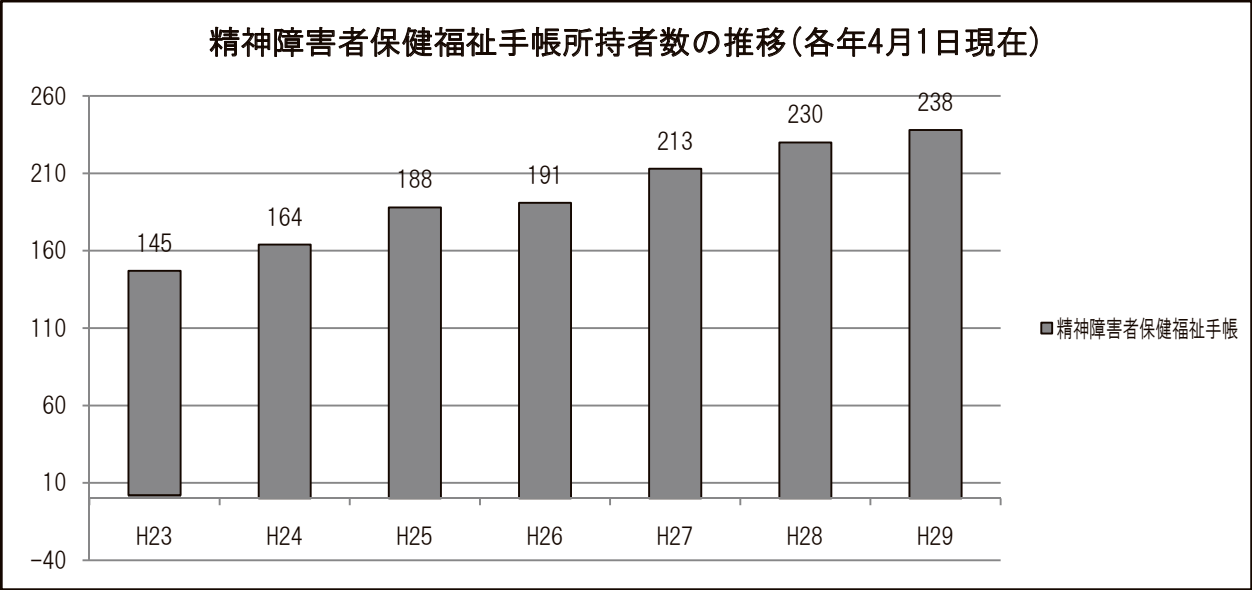
等級・年齢別（平成29年4月1日時点）では、全体で356人のうち、18歳から39歳までが146人となり、全体の41.0%を占めており、次いで18歳未満が103人、28.9%となっています。

	0-17歳	18-39歳	40-64歳	65歳以上	合計
A1（最重度）	4	21	9	2	36
A2（重度）	31	30	30	13	104
B1（中度）	24	58	42	5	129
B2（軽度）	44	37	4	2	87
合 計	103	146	85	22	356

出典：健康福祉部地域福祉室（平成29年4月1日）

③精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成23年に145人であったものが、平成29年には238人と93人増え、率にして64.1%増加しています。



出典：健康福祉部地域福祉室

平成23年に比べ、平成29年の1級は、横ばいの傾向がみられる一方で、2級及び3級は、2級で49人（約1.5倍）、3級で44人（約2.6倍）と大きく増加しています。

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
1 級	15	16	15	20	17	15	15
2 級	102	108	123	122	134	148	151
3 級	28	40	50	49	62	67	72
合計	145	164	188	191	213	230	238

出典：健康福祉部地域福祉室(各年4月1日)

等級・年齢別（平成 29 年 4 月 1 日時点）では、全体 238 人のうち、2 級が 151 人と全体の 63. 4%となり、各年齢区分において、最も多くなっています。

	0-17 歳	18-39 歳	40-64 歳	65 歳以上	合計
1 級	0	2	7	6	15
2 級	4	35	89	23	151
3 級	2	21	42	7	72
合計	6	58	138	36	238

出典：健康福祉部地域福祉室(平成 29 年 4 月 1 日)

④指定難病のある人の医療費受給状況

難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保と難病患者の療養生活の質の向上のため、指定難病の検討が行われてきました。鈴鹿亀山圏域においては、55 疾患に属する患者がおり、その数は、平成 27 年度 443 人、平成 28 年度 446 人と微増しています。

疾患種別	疾患番号	疾患名	H26 年度	H27 年度	H28 年度
血液	40	高安動脈炎	25	27	24
	60	再生不良性貧血			
	63	特発性血小板減少性紫斑病			
	64	血栓性血小板減少性紫斑病			
免疫・内分泌・代謝異常	42	結節性多発動脈炎	48	51	51
	43	顕微鏡的多発血管炎			
	44	多発血管炎性肉芽腫症			
	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症			
	47	バージャー病			
	49	全身性エリテマトーデス			
	50	皮膚筋炎／多発性筋炎			
	55	再発性多発軟骨炎			
	56	ベーチェット病			
	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症			
	78	下垂体前葉機能低下症			
	28	全身性アミロイドーシス			
循環器	57	特発性拡張型心筋症	36	36	37
神経・筋疾患・染色体異常	1	球脊髄性筋萎縮症	129	132	131
	2	筋萎縮性側索硬化症			
	5	進行性核上性麻痺			
	6	パーキンソン病			
	7	大脳皮質基底核変性症			
	8	ハンチントン病			
	11	重症筋無力症			
	13	多発性硬化症／視神経脊髄炎			
	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー			
	17	多系統萎縮症			
	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)			
	22	もやもや病			
	144	レノックス・ガストー症候群			
	227	オスラー病			
腎・泌尿器	66	IgA 腎症	3	18	24
	67	多発性嚢胞腎			
	222	一次性ネフローゼ症候群			

疾患 種別	疾患 番号	疾患名	H26 年度	H27 年度	H28 年度
呼吸器	84	サルコイドーシス	19	21	19
	85	特発性間質性肺炎			
	86	肺動脈性肺高血圧症			
	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症			
消化器	93	原発性胆汁性胆管炎	100	103	108
	95	自己免疫性肝炎			
	96	クローン病			
	97	潰瘍性大腸炎			
	296	胆道閉鎖症			
	298	遺伝性膵炎			
視覚・皮膚	90	網膜色素変性症	23	25	22
	34	神経線維腫症			
	35	天疱瘡			
	51	全身性強皮症			
	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）			
	52	混合性結合組織病			
骨・関節	68	黄色靱帯骨化症	25	30	30
	69	後縦靱帯骨化症			
	70	広範脊柱管狭窄症			
	71	特発性大腿骨頭壊死症			
	271	強直性脊椎炎			
合計			408	443	446

出典：鈴鹿保健所

3 アンケート調査の結果

(1) 亀山市障がい福祉サービス等に関するアンケート調査について

①調査の目的

障がい者福祉計画及び第 5 期障がい福祉計画の策定に先立ち、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用されている方及び計画相談支援事業所の相談支援専門員の方を主な対象として下記のアンケート調査を実施しました。

なお、本計画中で、特にことわりのない場合、「アンケート調査」とはこのアンケート調査のことを指します。

②調査の設計

- 調査対象者
 - ア 障がい福祉サービス、障がい児通所支援利用者
(以下「サービス利用者」という。)
 - イ サービス利用のない障害者手帳を持っている高校 3 年生
(以下「未利用者(高3)」という。)
 - ウ サービス利用のない聴覚・言語機能障がい者
(以下「未利用者(聴覚・言語障がい)」という。)
 - エ 計画相談支援事業所の相談支援専門員
(以下「相談支援専門員」という。)
- 調査方法 調査票による記入方式、郵送配付・郵送回収(聴覚・言語機能障がい者の一部は手話通訳による聞き取りを実施)
- 調査期間 平成 28 年 12 月 7 日(発送日)～平成 29 年 1 月 20 日(締切日)
※最終的には、1 月 31 日到着分まで受付

③回収結果

調査区分	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
ア サービス利用者	337	161	47.8%
イ 未利用者(高3)	6	5	83.3%
ウ 未利用者(聴覚・言語障がい)	30	11	36.7%
エ 相談支援専門員	37	28	75.7%

④調査結果について

割合はすべてパーセントで示しましたが、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、パーセントの合計が 100.0 にならない場合もあります。また、複数回答(複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、有効回答数に対して、それぞれの選択肢の回答割合を示しています。そのため、合計が 100.0 を超える場合があります。

なお、クロス集計については、クロスする側の属性について「不明」(無回答、無効回答等)の欄を表記していませんが、「全体」にはこれらの回答数も含まれます。

(2) アンケート調査結果のポイント

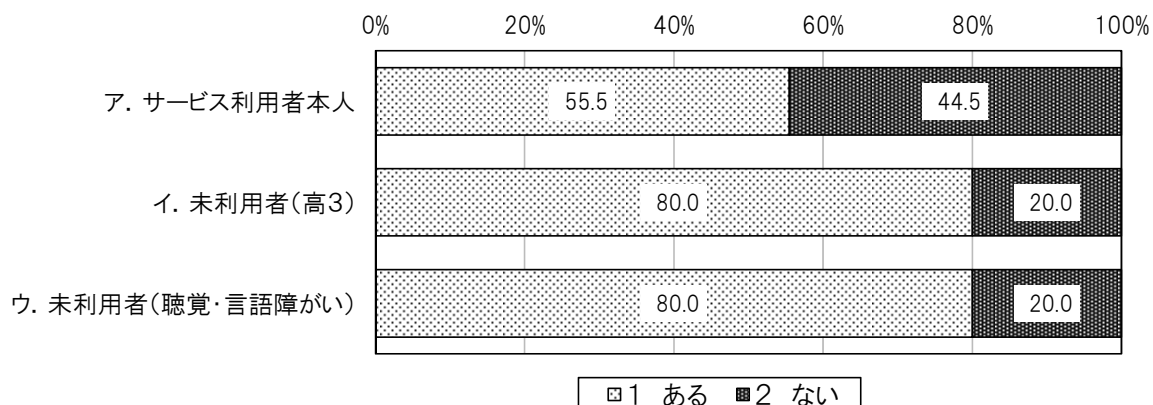
アンケート調査結果のうち、計画全体の課題にかかわるものを「調査結果のポイント」として抜粋します。

なお、調査結果のうち、各施策に関するものは「第4章_障がい者福祉に関する取組の展開」の中で主なものを本文中に掲載しています。

①地域における生活について

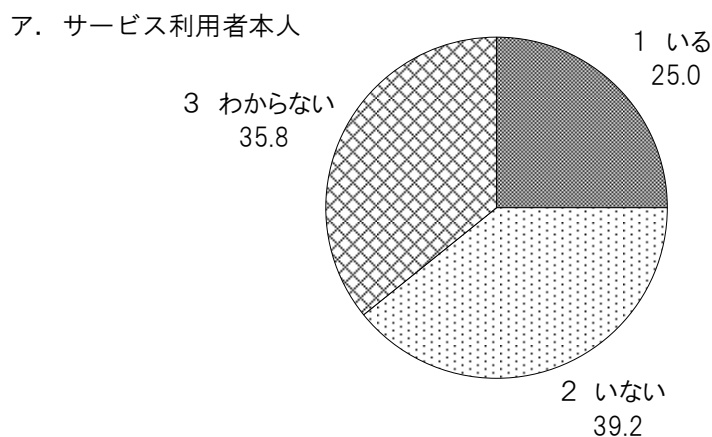
○差別やいやな思いをしたことがある人は過半数に上り、サービス未利用者（高3及び聴覚・言語障がい）では80.0%にも上ります。差別や偏見を感じた場面は、「学校」や「職場」、「商店・観光施設」、「地域での交流」など多岐にわたることから、様々な場面を想定して、差別をなくすための啓発を行う必要があります。

問 あなたは、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことはありますか。（択一回答） 【有効回答数 ア=146、イ=5、ウ=10】



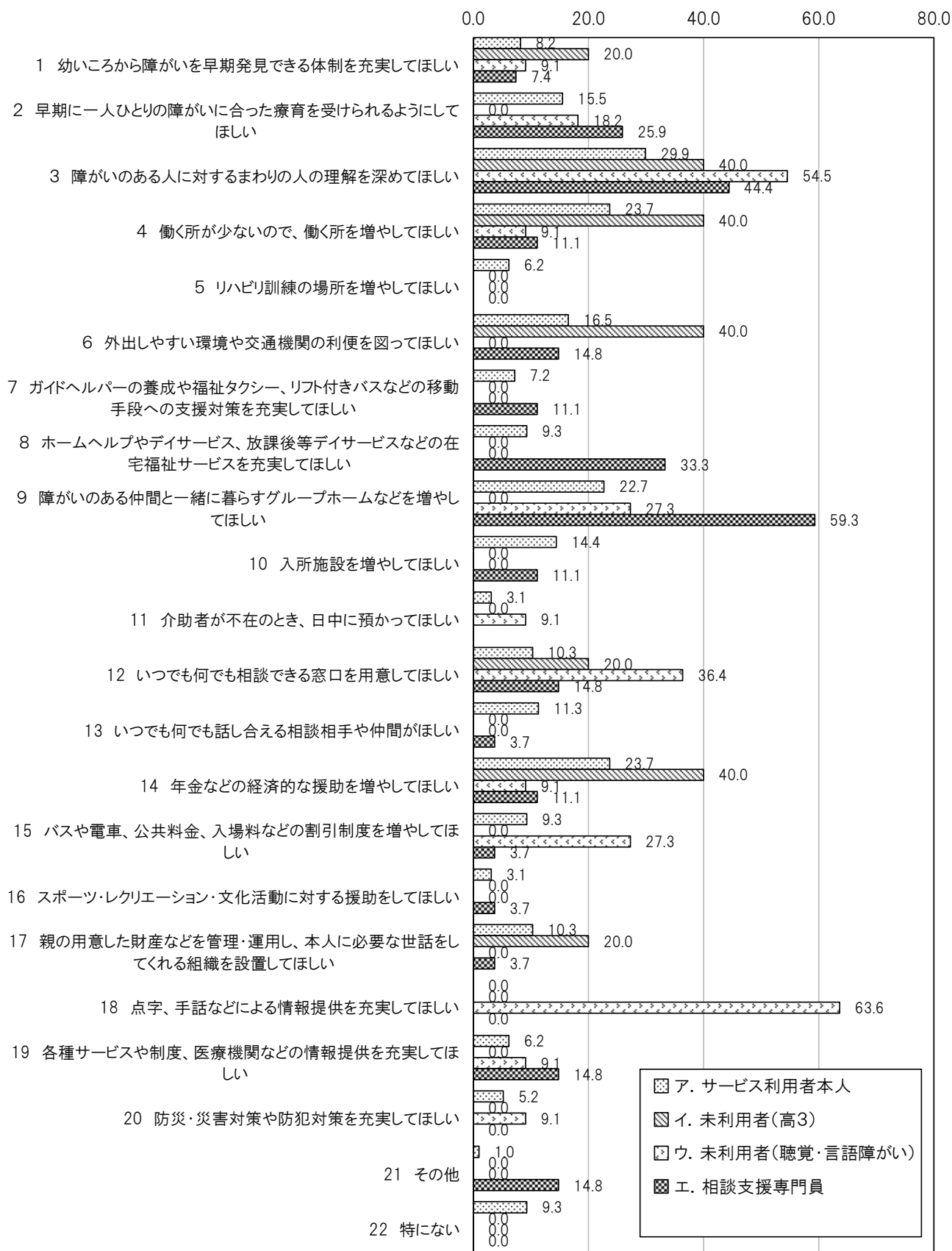
○サービス利用者で、近所に助けてくれる人が「いる」と答えた人は25.0%にとどまり、多くの人が「いない」「わからない」と回答しており、緊急時における地域の協力体制をいかに構築するかが課題です。

問 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（択一回答） 【有効回答数 ア=148】



○暮らしやすくなるために望むこととしては「まわりの人の理解」がどの調査区分でも多く回答されており、地域における理解を高めるための啓発活動が求められます。

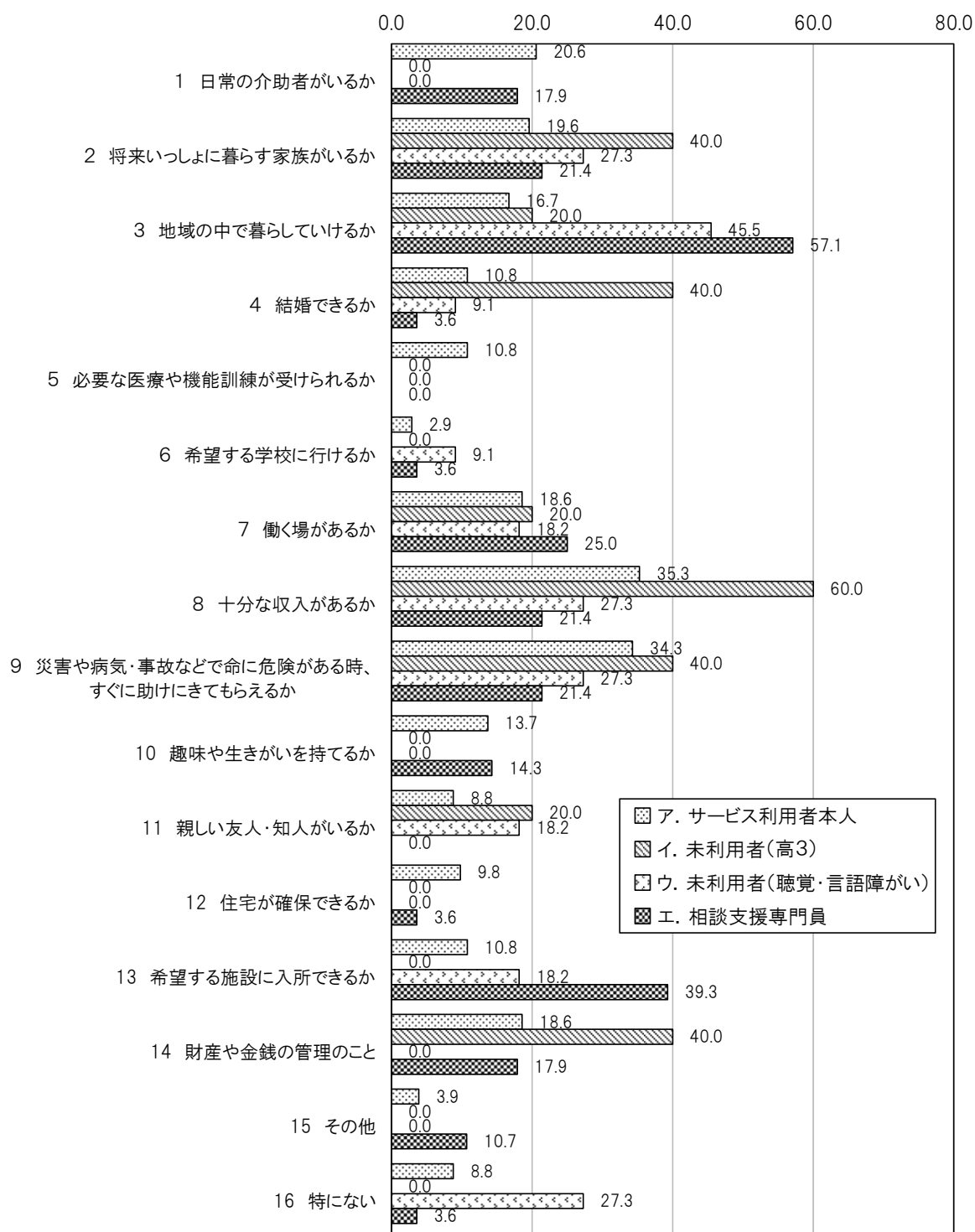
問 あなたが、暮らしやすくなるために、特に望むことはどのようなことですか。（複数回答3つまで）【有効回答数 ア=97、イ=5、ウ=11、エ=27】



②将来の不安や相談相手について

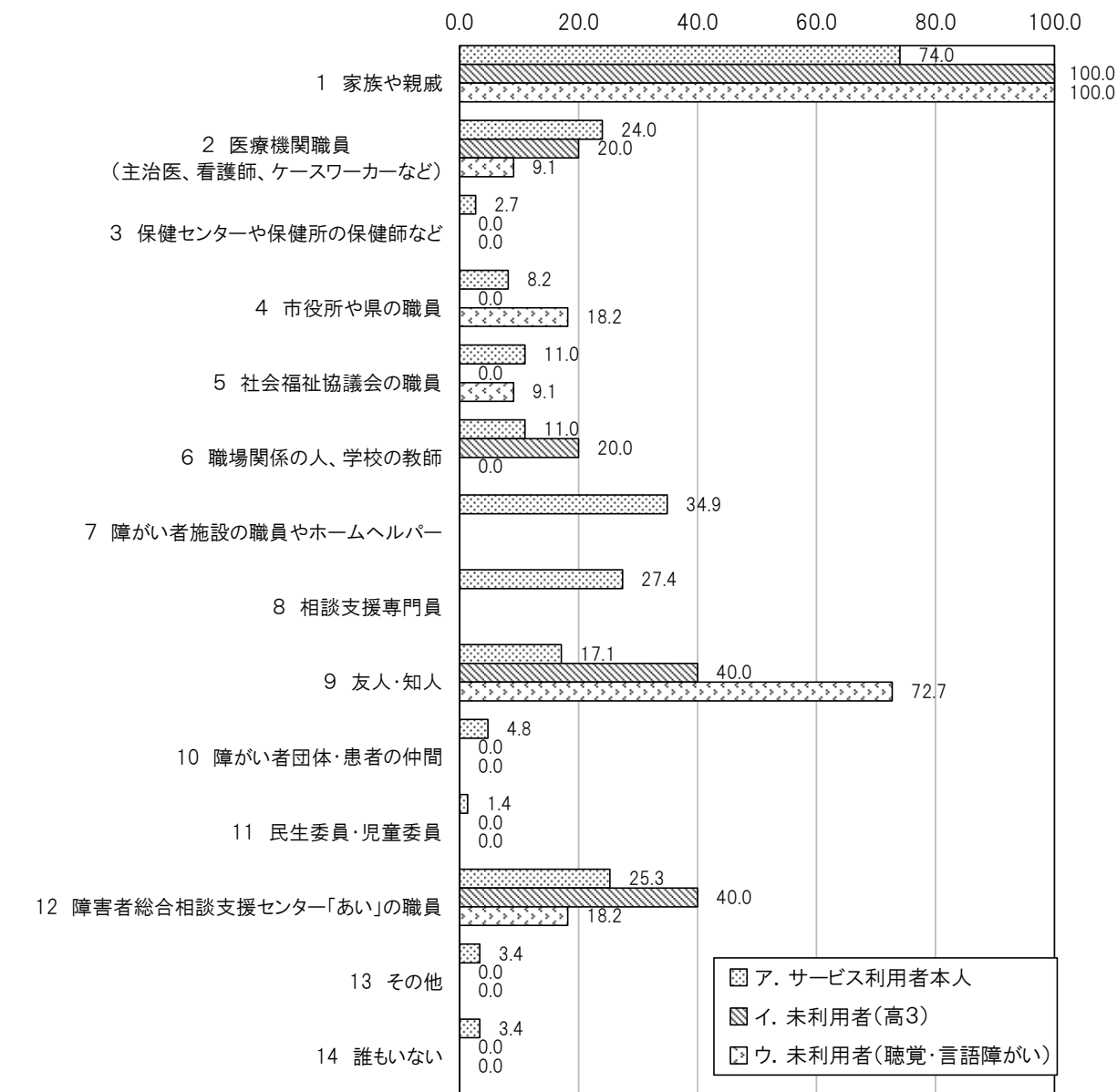
○将来、不安に感じていることは「十分な収入」、「命に危険があるときの助け」、「地域の中での暮らし」、「いっしょに暮らす家族」などが多く、将来に対して、多くの人が何らかの不安を抱えており、こうした不安に寄り添う相談や支援が求められます。

問 将来のことで、特に不安に感じていることは何ですか。（複数回答3つまで）
【有効回答数 ア=102、イ=5、ウ=11、エ=28】



○悩みや心配ごとの相談相手は「家族や親戚」、「友人・知人」といった身近な人のほか、「あいの職員」や「医療機関職員」、「施設職員・ヘルパー」、「相談支援専門員」といった接する機会の多い専門職に相談することが多く、専門職のスキルアップが求められます。

問 あなたは、悩みごとや心配ごとを相談できる人がいますか。（複数回答）
【有効回答数 ア=146、イ=5、ウ=11】

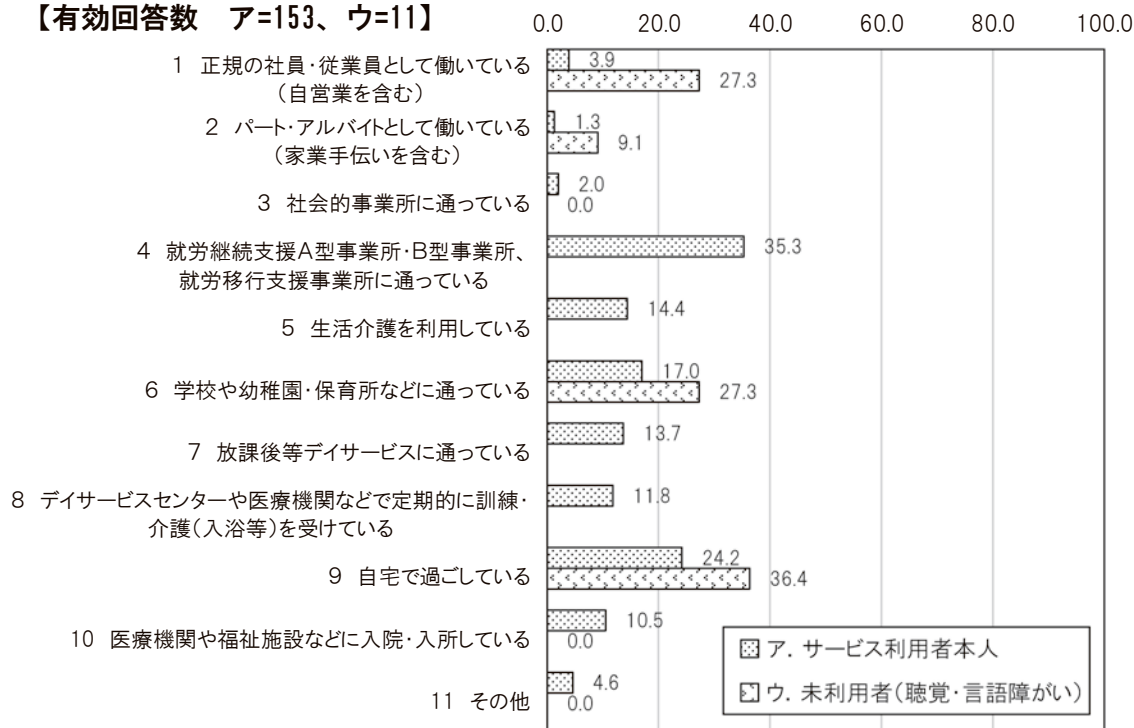


③就労について

○サービス利用者の多くは就労継続支援などの事業所に通っている人が多い一方、サービス未利用者（聴覚・言語障がい）は正規職員で働いている人が比較的多い状況です。サービス利用者については、「収入の少なさ」「コミュニケーション」などで悩んでいる人が多く、就労に対する相談体制が求められます。

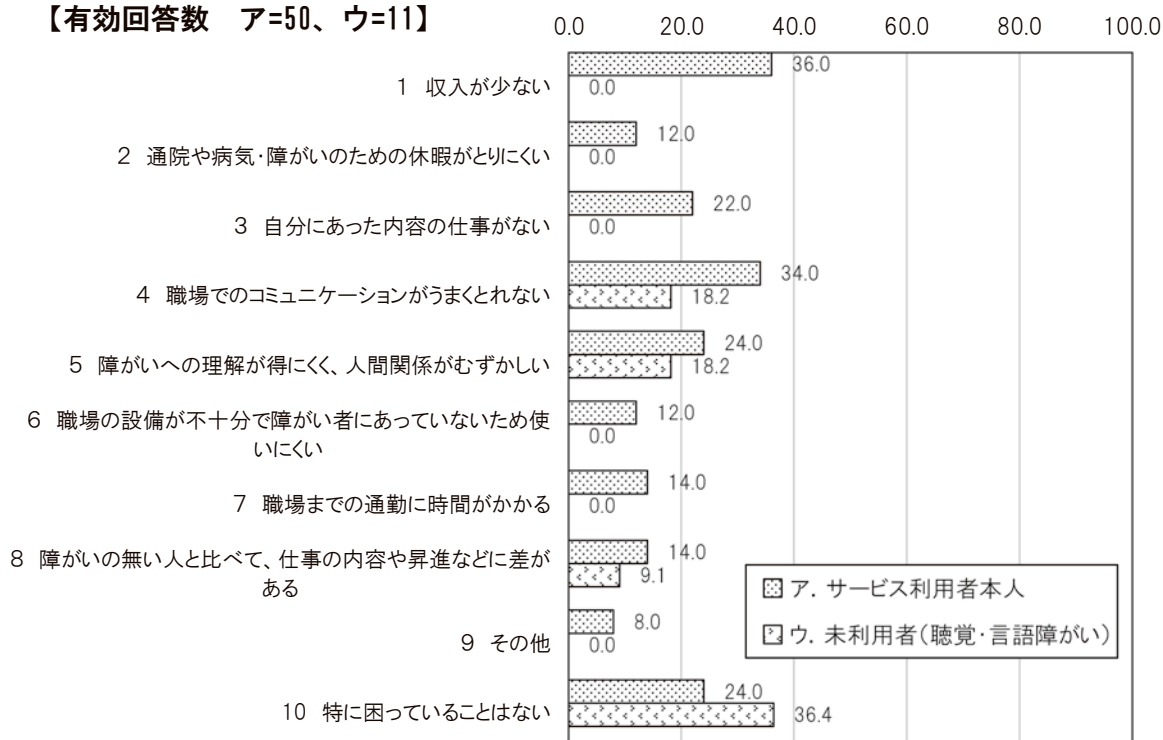
問 あなたは、現在、ふだんはどのようにして過ごしていますか。（複数回答）

【有効回答数 ア=153、ウ=11】



問 あなたが、仕事のことで悩んだことや困ったことは何ですか。（複数回答）

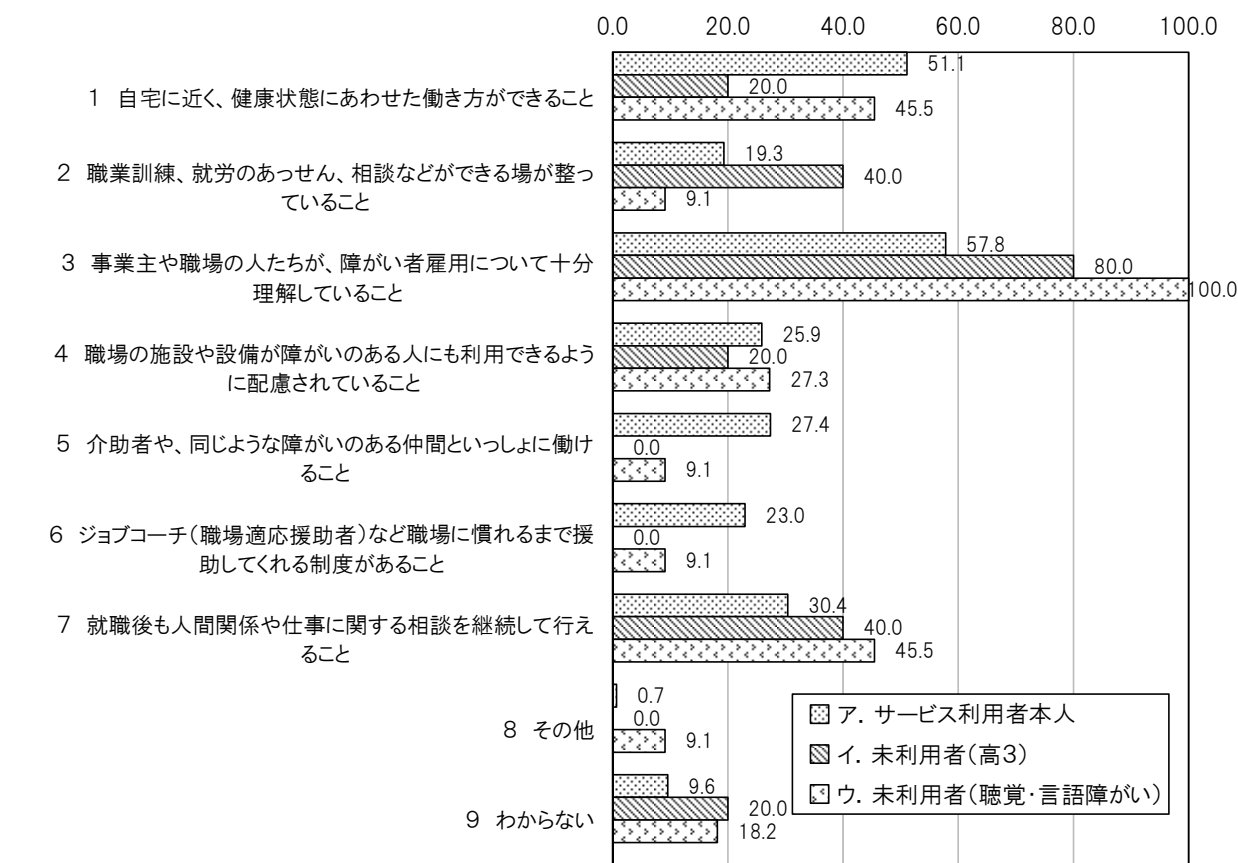
【有効回答数 ア=50、ウ=11】



○就労環境について大切なこととしては、「障がい者雇用についての理解」が最も多く、事業主や職員に対し、障がい者雇用についての理解を高めるための啓発活動が求められます。また、「自宅に近く、状態に合わせた働き方」や「仕事に関する相談」なども多いほか、サービス未利用者（高3）については、「訓練、あっせん、相談の場」についても多く回答されており、継続的に支援できる体制づくりが求められます。

問 障がいのある人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。

（複数回答3つまで）【有効回答数 ア=135、イ=5、ウ=11】



第2章 障がい者福祉課題の整理

1 障がい者福祉の課題のまとめ

前計画の進捗状況の検証結果やアンケート調査などの結果から、今後取り組むべき課題を整理しました。

1. 地域生活ができる体制整備

近年、障がい者を取り巻く環境は、市をはじめとした公的な支援制度の整備に伴い、質・量ともに向上が図られつつあります。一方で障がい者に対する市民の理解はまだまだ不十分であり、何に困っているのか、どういうニーズを持っているのかが必ずしも地域において把握できていないという状況があります。

今後は、障がい者がどこで誰と生活するかの選択の機会が確保され、地域社会において他の人々とともに生活できるよう、自分らしい暮らしにつながる生活支援機能の強化を図ることが求められています。地域の住民同士が日々の変化に気づき、寄り添いながら互いにつながり・支え合う共生社会を構築していくため、支援される側と支援する側が互いに理解を深めること（「我が事」）が必要です。

2. 複合的な課題を解決できる総合相談窓口の充実

昨今の相談では、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えたりして、複合的な課題に対する支援を必要とするケースが多くなってきました。その一方で行政組織は専門化が進み、いわゆる「縦割り」になりがちであるため、どこに相談したらよいかが市民には分かりにくい状況にあります。このため多様な支援ニーズに的確に対応し、個人や世帯が抱えるさまざまな課題に対して、包括的に（「丸ごと」）対応できる総合的な相談窓口の設置等の体制の構築が求められています。

また入院中の精神障がい者等が、地域に戻りその一員として安心して自分らしい生活を送れる「地域移行」できるよう、医療、福祉、行政などの関係機関が互いに連携し、地域生活を総合的に支援するための体制が必要です。

一方、障がい児については、国の児童福祉法の改正によりサービス提供体制の構築の義務化等を背景として、発育・発達段階に応じた切れ目のない相談支援体制の充実や医療的ケア児へのさらなる支援が求められているとともに、児童発達支援のニーズが高まってきています。市では、子ども総合センターで個別や集団の療育事業を行っていますが、市内には児童発達支援事業所がなく、近隣市の事業所を利用しているのが現状です。

今後、身近な地域でライフステージに沿った支援が受けられるよう、地域の保健・医療・保育・教育・福祉・就労等の関係機関が互いに連携を取り、切れ目のない支援を提供する必要があります。

3. 自立した生活を送るための就労支援

ここ数年の間、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の増加に伴い、その利用者も増えてきました。また、企業等の雇用の場の確保も含め、その人に合った就労ができるよう、雇用の場の拡大や多様な働き方を支援する取組を進めてきました。

今後も、地域において自立した生活を送るためには、障がいのある人が働くことを通じて自己実現を図りつつ、「親亡き後」が問題視される中、障がいのある人が経済的に自立できるよう、地域における福祉関係機関と労働関係機関とが一体となって就労支援を行う体制の強化が必要です。

第3章 障がい者福祉を進めるための基本的な考え方

1 計画の考え方

(1) 基本理念

現在、急速に進行している高齢化や人口減少を背景に、人間関係が希薄化する傾向にある中、障がいがあることにより、生きづらさを感じる人が増えてきています。

本市では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、だれもが個人として尊重され、つながり合い、支え合い、共に喜びを感じて生きていけるような社会をめざし、関係機関等と連携しながら、障がい者施策・障がい福祉にかかる取組を推進してきました。

このような中、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり自立した生活を過ごすには、福祉サービスや支援の充実はもとより、多様性を尊重し包摂する人間性や地域文化を醸成するため、「我が事・丸ごと」の考え方に立ちつつ、これまでの取組を充実・強化していくことが求められています。

亀山市の未来を描く第2次亀山市総合計画では、将来都市像を「歴史・ひと・自然が心地よい緑の健都 かめやま」とし、住み慣れた地域で充実した生涯を過ごせる「心と体の豊かさを感じられるまち」、人と人がつながり多様な交流にあふれる「つながりと交流のあるまち」をめざすまちのイメージとして進めることとしています。

こうしたことから、障がいのある人が、住み慣れた地域の中で生活を継続できるとともに、障がいのない人とつながり・支え合い、ともに喜びを感じながら、自分らしい生活を送ることができるまちをめざし、次の基本理念を掲げます。

生涯にわたり自分らしく活動ができ、

共感と共生ができるまち

(2) 基本目標

基本理念「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」のもと、障がい者福祉にかかる次の3つの目標を掲げます。

基本目標1. 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を互いに尊重し合いながら地域で安心して暮らせるように、市民意識の高揚を図り、地域において人と人とがつながり、支え合える関係を構築していきます。

基本目標2. 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

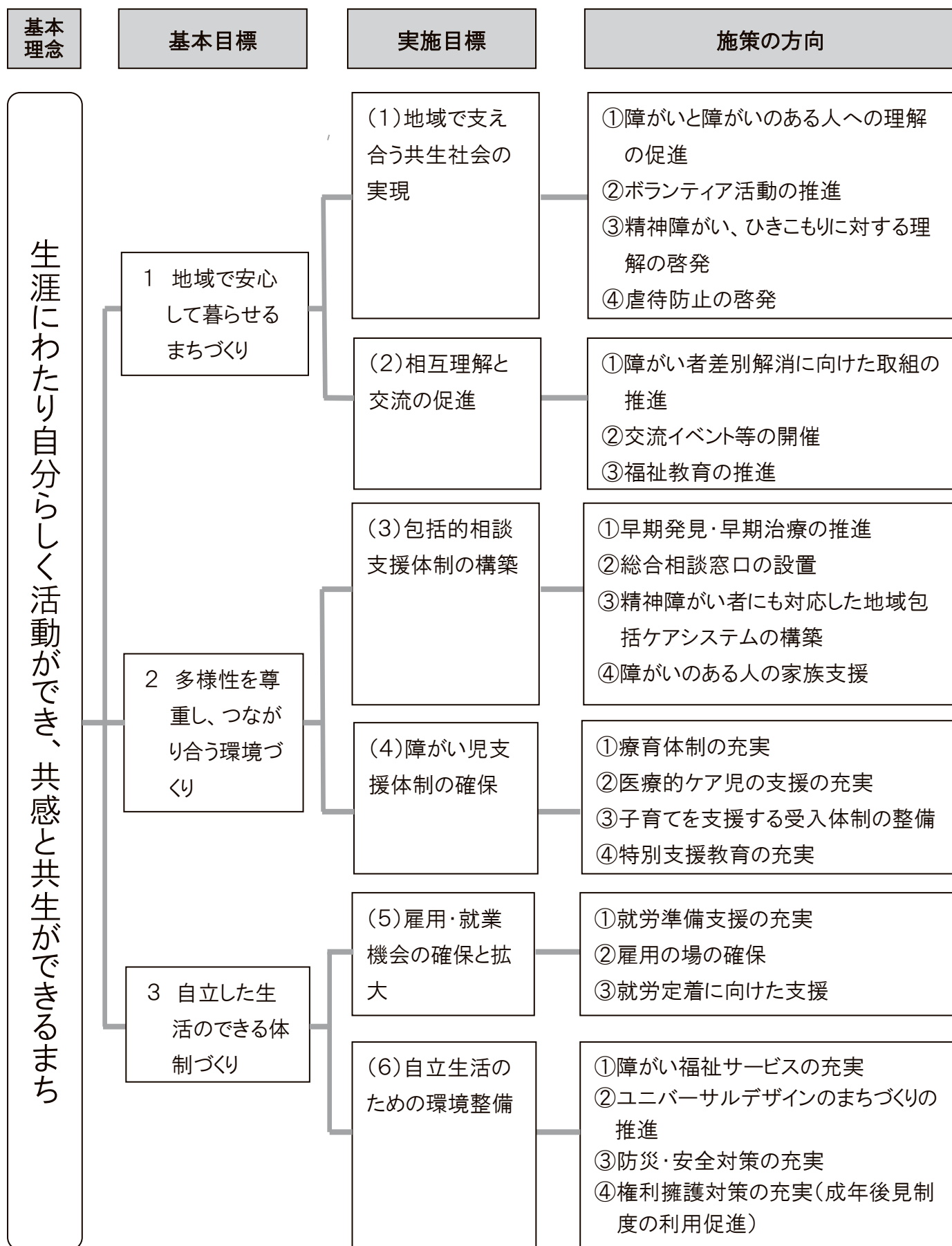
少子高齢化の進展や地域におけるつながりの希薄化などを背景に、複雑化・多様化する、さまざまな課題に対応するため、ライフステージに沿った支援が受けられる総合的な相談支援の窓口の整備を進めます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係部署と関係機関とが連携した支援を行います。

基本目標3. 自立した生活のできる体制づくり

障がいのある人が、安心して働き続けられることができ、それぞれの特性に応じて就労できる体制の強化に向けて、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とともに取り組みます。また、障がいのある人が生活の質の向上を図りつつ、自立した生活ができるよう、環境整備を進めます。

(3) 計画の体系



第4章 障がい者福祉に関する取組の展開

1 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域で支え合う共生社会の実現

①障がいと障がいのある人への理解の促進

【現状と課題】

- 本市では、障がいや障がいのある人に関する理解を促すため、広報かめやまにおける障害者週間の特集記事や、イベント等での啓発を通じて、障がい者をはじめとする人権についての啓発を行っています。
- アンケート調査結果（P19 グラフ掲載）によると、障がい者が暮らしやすくなるためには、「まわりの人の理解」が望まれており、地域における理解を高めるための啓発活動が必要です。今後も、広報かめやまをはじめとした、さまざまな手法によって啓発を進め、一人ひとりの人格や個性を尊重する共生社会を築いていくことが求められます。
- 一方、障がい福祉サービスについての情報提供を進めるため、広報かめやま、ホームページ、福祉の手引きなどを活用していますが、障がい者福祉にかかる法制度は改正が進んでいることから、現在提供している内容をより分かりやすく周知していくことが求められます。

【めざす姿】

障がいの有無によって分け隔てられないことがないよう、情報提供の充実を図ることにより、地域で互いに理解しながら生活する姿がみられます。

【取組内容】

① 福祉意識の向上

障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。

② 障がい福祉制度の情報提供の充実

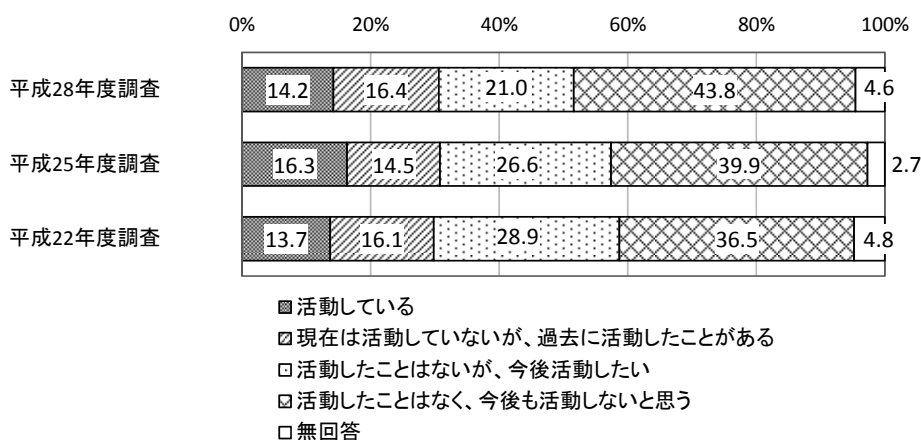
制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。

(1) 地域で支え合う共生社会の実現

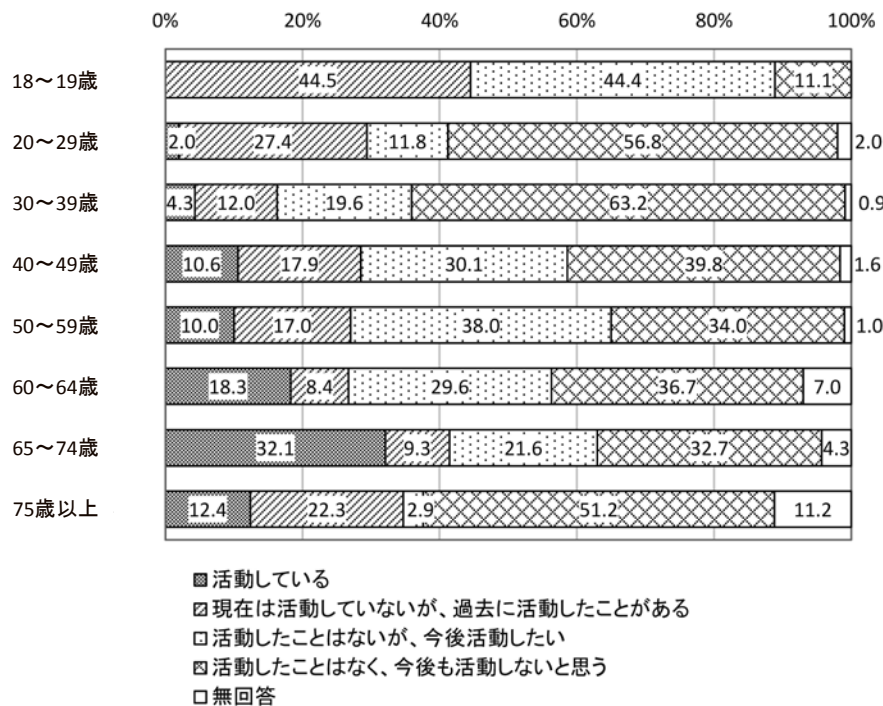
② ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- 国は平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと地域共生社会推進本部」を立ち上げ、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみ（＝丸ごと）に転換しつつ、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方ではなく、あらゆる市民が役割を担い（＝我が事）、支え合いによって「地域共生社会」を実現する方向をめざしています。
- 本市では、社会福祉協議会のボランティアセンターが障がい者や障がい者団体、福祉施設、障害者総合相談支援センターなどの関係機関と、ボランティア活動団体とのコーディネートを行っています。また、民生委員・児童委員協議会が地域での友愛訪問を行うとともに、市内 22 地区の福祉委員会においても、見守り活動や助け合い活動が行われています。
- 地域福祉にかかるアンケート調査結果によると、平成 28 年度のボランティア活動の経験は、「今後も活動をしないと思う」と回答した人が、平成 22 年度に比べ 7.3 ポイント増える等、活動の停滞が見られます。福祉活動団体における会員やボランティアの高齢化とともに、登録団体者数も減少していることから、今後もニーズに合ったボランティア講座を開催し、ボランティアを始めるきっかけづくりや組織化につなげていくことが求められます。また、福祉委員会活動の現状は、高齢者支援が中心となっていることから、障がい者支援の取組も合わせて進められるよう、働きかけていく必要があります。
- 一方、本市では、社会福祉協議会が社会見学や講演会などを実施する障がい者団体に対し、共同募金配分金等を財源とした助成を行っており、発達障害者支援法においても、障がい者の家族が互いに支え合うための活動の支援が求められているところです。今後は、各障がい者団体が取り組んでいる事業やその課題を把握し、相互のコミュニケーションを高めつつ、適切な支援を行うことが必要です。



資料：地域福祉アンケート調査結果（ボランティア活動の実施状況）



資料：平成28年度地域福祉アンケート調査結果（年齢別ボランティア活動の実施状況）

【めざす姿】

住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなって障がいのある人の支援につながっています。

【取組内容】

① ボランティアの育成と活動の支援

社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。

② 障がい者団体への支援

障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていきえるよう、活動資金の援助やピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。

③ 地域における見守り・支援体制の構築

支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。

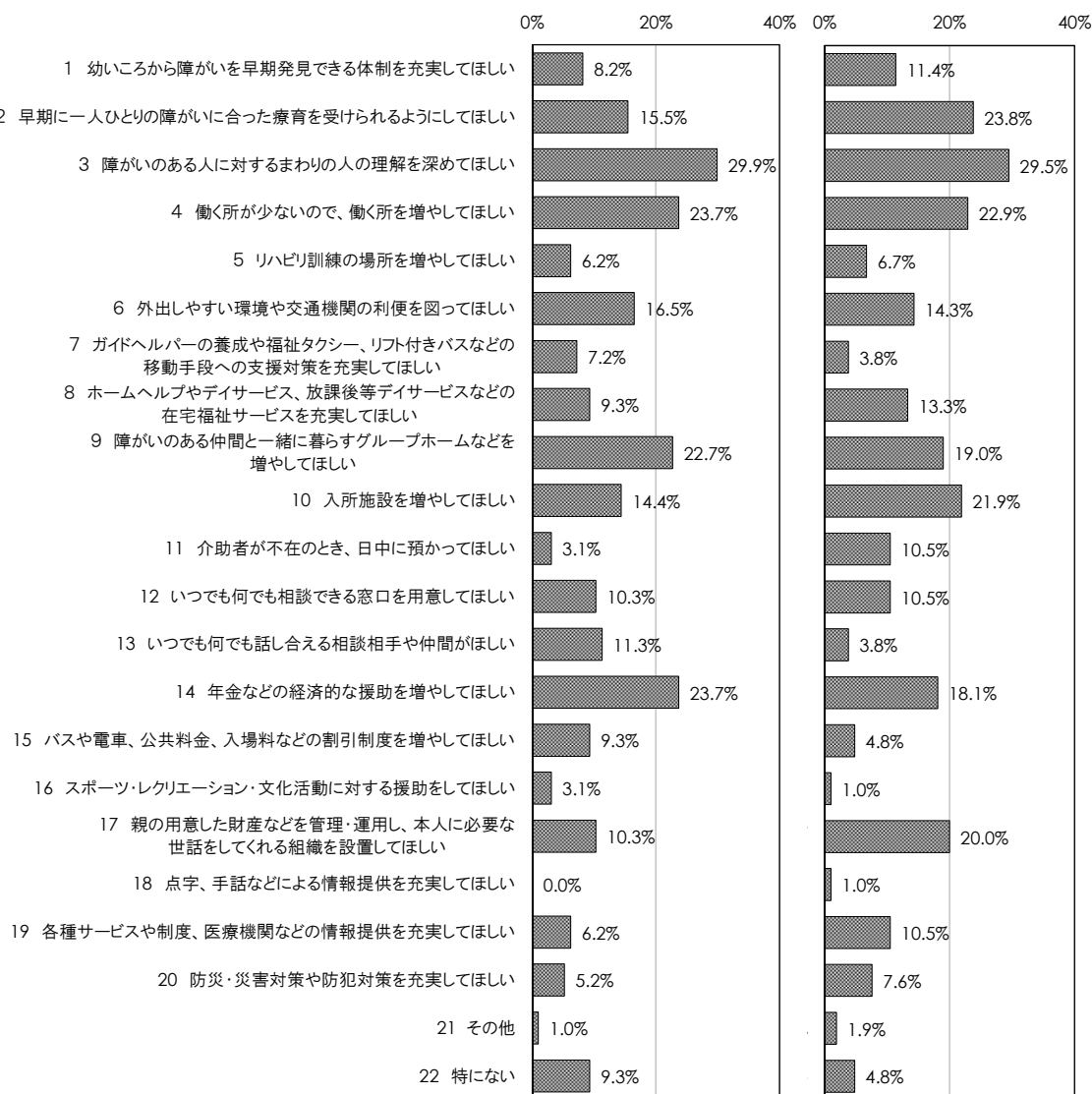
(1) 地域で支え合う共生社会の実現

③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発

【現状と課題】

- 本市では、青少年総合支援センターにおいて支援員（専門相談員）2名を配置し、ニートやひきこもりを中心に、青少年がかかわるさまざまな問題について、来所・訪問相談やコミュニケーショントレーニング、料理教室を通じたグループワーク体験など、個々の状態に応じた内容で支援を実施しています。
- こころの健康づくりでは、鈴鹿保健所において、「こころの健康相談」が年6回開催されている一方で、市が実施した食と健康に関するアンケート調査（平成28年）によると、こころの健康の悩みを市に相談できることを知らない市民の割合は、61.6%となっています。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、あなた（障がい者）が暮らしやすくなるために、特に望むことについて、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が「本人」で29.9%、「家族や介助者」で29.5%となっており、そのうち、精神障害者保健福祉手帳の保有者及びその家族や介護者の割合が最も高くなっており、特に望まれていることがうかがえます。
- 今後も、不登校やひきこもり、ニートなどの問題を抱える青少年に対して、適応指導教室「ふれあい教室」等を所管する関係各室や関係機関が連携を図り、とぎれない支援とともに、その状況を把握する必要があります。

【サービス利用者本人】 【家族や介助者】



資料：アンケート調査結果（暮らしやすくなるために特に望むこと）

【めざす姿】

精神障がいへの正しい理解の普及・啓発が行われているとともに、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。

【取組内容】

① 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発

精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。

② ひきこもりへの理解を深める取組の推進

不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。

(1) 地域で支え合う共生社会の実現

④ 虐待防止の啓発

【現状と課題】

- 人権が尊重される社会をつくるために、行政としてさまざまな手法を用いた啓発活動に加え、障害者虐待防止法では、障がい者の虐待に関する窓口を設置し、相談・通報などの受付や虐待の早期発見のほか、障がい者の一時保護や養護者に対する負担軽減のための支援など必要な措置の実施が求められています。
- 本市では、あらゆる場面を捉えた人権教育や人権活動を展開するとともに、虐待の未然防止・早期発見することをめざし、関係機関とのネットワークを構築するため、虐待防止対策代表者会議を開催しています。平成 28 年度においては、障害者虐待に関する相談件数は 3 件であり、事実確認の調査を行い、虐待認定した事案は 2 件ありました。
- 今後も、窓口の周知を図るとともに、万一の発生に備えて虐待防止マニュアルに沿って対応できる体制を構築しておくことが求められます。また、障がいの有無や国籍などの違いを越え、すべての人が関わりを持てるような人権施策が必要です。

【めざす姿】

虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。

【取組内容】

① 虐待防止に向けた啓発活動

虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。

② 人権意識を高める啓発

一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタ in 亀山や街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。

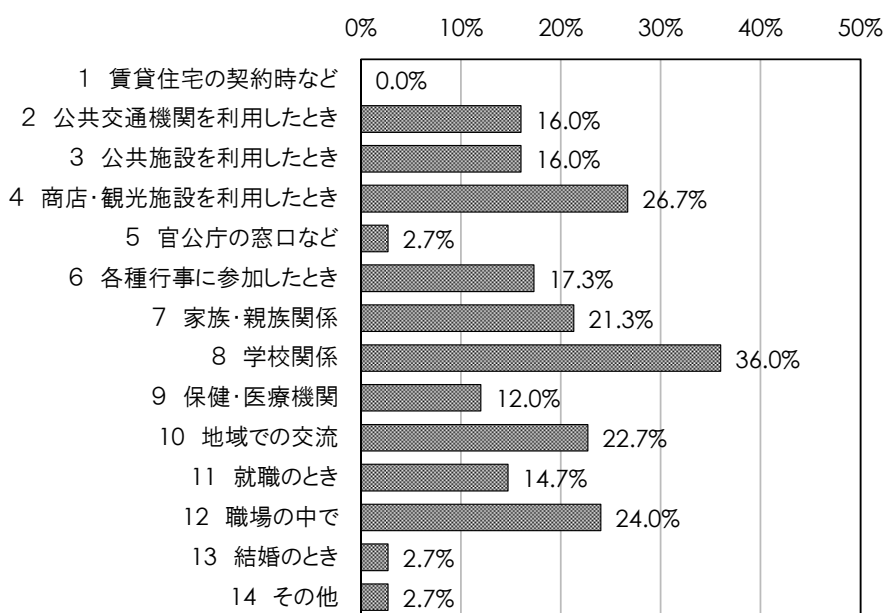
(2) 相互理解と交流の促進

①障がい者差別解消に向けた取組の推進

【現状と課題】

- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けた各種啓発活動のほか、市職員が適切に対応するために必要な対応要領を定めるよう努めることが求められています。本市においても、対応要領を作成するとともに、障害者差別解消法について、広報かめやままでの特集記事の掲載やあいあい祭り等のイベントにおいて周知を行っています。
- アンケート調査結果（サービス利用者）によると、差別やいやな思いをしたことがある人は過半数に上り、差別や偏見を感じた場面は、学校関係 36.0%が最も多く、次いで、商店・観光施設 26.7%、職場 24.0%、地域での交流 22.7%、家族・親族関係 21.3%と続き、日常的かつ身近な関係で、差別や偏見を経験している人が多いことがうかがえます。
- 差別やいやな思いをしたことがある場面は、多岐にわたることから、さまざまな場面を想定して、差別をなくすための啓発を行うことが必要です。

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（どのような場面で差別や偏見を感じたか）

【めざす姿】

さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がい者を理由とする差別の解消の推進が進んでいます。

【取組内容】**① 障がい者差別解消に向けた啓発**

障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。

② 障がい者差別解消のための体制整備

地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業者など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。

③ 職員対応要領の研修

窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がい者を理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。

(2) 相互理解と交流の促進

②交流イベント等の開催

【現状と課題】

- 本市では、障がい者への理解と障がいの有無にかかわらない交流の場として、人権週間にあわせて「ヒューマンフェスタ in 亀山」を開催するとともに、市総合防災訓練等においては、車いすの貸出等を行い、歩行困難な人も参加してもらえるよう、配慮してきました。
- 地域福祉計画の策定にかかるヒアリングでは、「障害者福祉協会の会員が減ってきているが、個人情報との関係で、身体障害者手帳を持っている人が把握できず、会員の勧誘ができない。イベント等の開催も動ける人が少なくなり、運営が難しくなっている。」という声が聞かれます。また、地域福祉活動計画（社会福祉協議会）の策定にかかる障害者福祉協会へのヒアリングでも、「加太地区など周辺部の人は、あいあいまでの交通手段がないので、イベントなどに来ることができない。」との意見がありました。
- 今後も、「あいあい祭り」等の交流イベントを開催し、障がいの有無を越えて交流を深める機会を創出するとともに、障がい者が行事・イベントに参加しやすくするための環境整備や雰囲気づくりを進めることが求められます。

【めざす姿】

互いを理解する機会を創出することにより、障がいの有無に関係がなく、あらゆる人の交流が図られています。

【取組内容】

① 交流イベントの開催

障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。

② 障がい者のスポーツ参加の推進

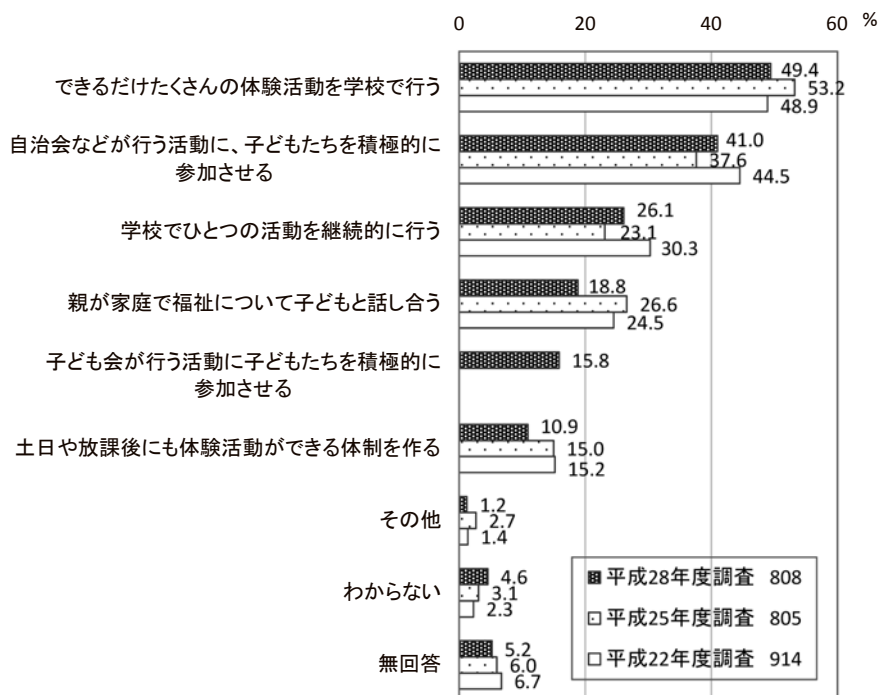
障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。

(2) 相互理解と交流の促進

③福祉教育の推進

【現状と課題】

- 本市の保育所（以下、「認定こども園」を含む。）・幼稚園・学校において障がい者との交流や福祉施設への訪問などに取り組むとともに、市内の小・中学校及び高等学校のうち、社会福祉協議会が指定したモデル校においては、学校と社会福祉協議会で年間プログラムを作成し、障がいに対する理解につなげる福祉教育を行いました。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地校交流として市内小学校児童と交流を行いました。
- 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）の策定にかかる地区懇談会では、地域における障がい者と健常者の接点が少なく、お互いの接し方が分からず関わる機会も少ないため、互いが遠い存在となっている点が指摘されています。また、地域福祉にかかるアンケート調査結果では、「福祉の心を育むために必要な取組」について、学校や地域活動の場で福祉の心を育むことを期待していることが伺えます。
- 今後も、引き続き、保育所・幼稚園・学校での福祉教育の取組を拡充するとともに、地域の福祉団体や地域コミュニティとの連携を深め、障がいへの理解を推進することが求められます。



資料：地域福祉アンケート調査結果（福祉の心を育むために必要な取組）

【めざす姿】

さまざまな人が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた意識が高くなっています。

【取組内容】

① 福祉教育推進助成事業の推進

より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。

② 生涯学習講座の充実

「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。

③ 交流・体験活動の充実

児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。

2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(3) 包括的相談支援体制の構築

① 早期発見・早期治療の推進

【現状と課題】

- 発達障害者支援法では、発達障がい早期発見のための取組が求められています。本市では、幼児健康診査で支援が必要と判断したケースには、フォロー教室や相談事業を開催し、対象となる子どもと保護者への支援を行っています。発達等につまずきのある子どもへの相談支援は早期対応が重要であり、児童虐待の予防においても最も効果的な方法であるため、訪問や面接を行い、親子関係のフォローを行っています。
- 思春期の子どもの悩みや課題に対する相談体制の提供に取り組むとともに、子育て世代の保護者への交流の場づくりや親子のふれあいの場、放課後子ども教室（市内全小学校）などを実施しています。
- 今後も、関係機関と連携しながら、支援が必要な子どもと保護者に対するフォローを継続的に行い、早期発見・早期治療につなげていく必要があります。
- 子どもへの切れ目のない支援を行ううえで、個人情報保護に十分配慮しながら、複合的かつ多岐にわたる課題に対応するため、保健部門を中心として、関係機関のネットワークを強化し、情報の共有化を図りつつ、対応していくことが求められます。

【めざす姿】

保健・医療・福祉が相互に連携した保健活動が活発に行われることにより、市民の健康が保たれています。

【取組内容】

① 乳幼児健診後等のフォロー体制の充実

健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な子どもには、関係部署と連携したフォローを行います。

② 発達が気になる子どもの支援体制の強化

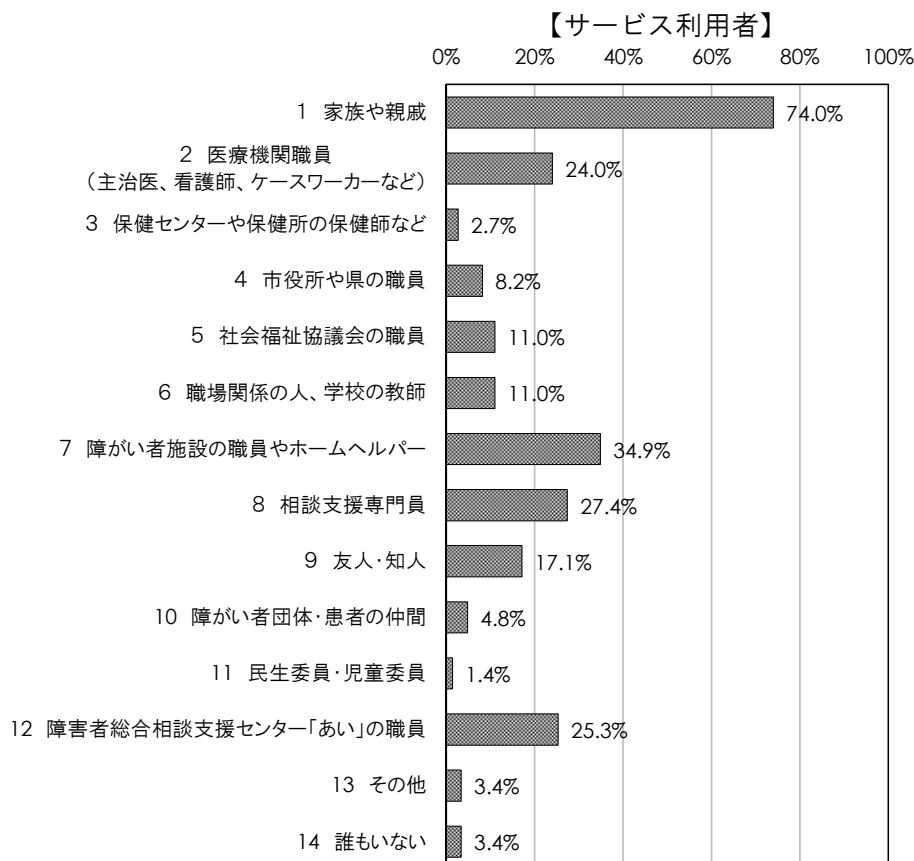
きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。

(3) 包括的相談支援体制の構築

②総合相談窓口の設置

【現状と課題】

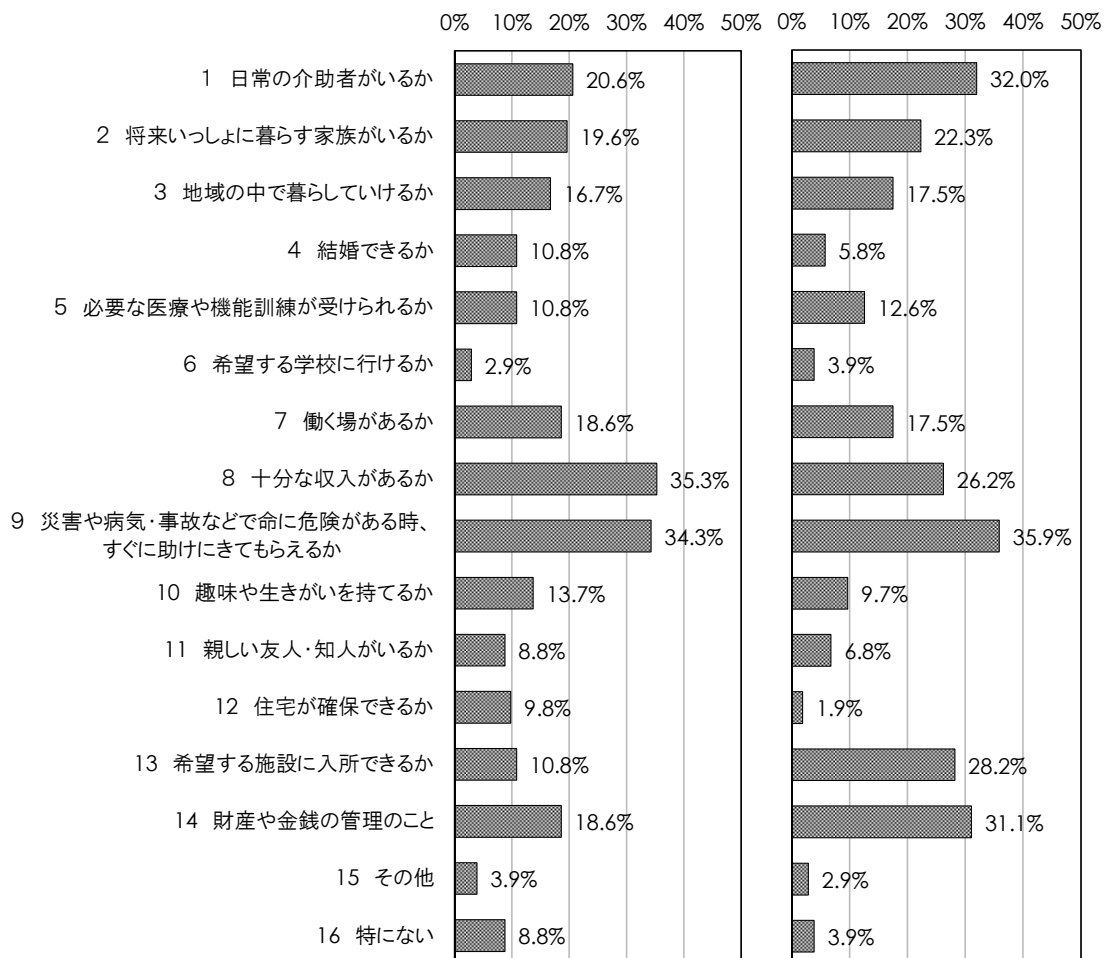
- 本市では、障害者総合相談支援センター「あい」を設置し、障がい者の置かれた状況や相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援により障がい者の自立を支えています。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、「悩みごとや心配ごとを相談できる人がいますか」について、家族や親戚 74.0%が最も多く、次いで、障がい者施設の職員やホームヘルパー34.9%、相談支援専門員 27.4%、「あい」の職員 25.3%、誰もいないと答えた人が 3.4%となっています。相談相手は身近な人のほか、接する機会の多い専門職が多いものの、市、「あい」、社会福祉協議会のそれぞれの業務範囲が限定されているという指摘もあり、専門職のスキルアップとともに柔軟な対応が必要です。
- 一方、「将来のことで、特に不安に感じていること」については、「十分な収入」、「命に危険があるときの助け」、「地域の中での暮らし」などといった将来の不安に寄り添う相談や支援が必要とされていることがうかがえ、障害者総合相談支援センター「あい」における相談支援利用者やその件数も、継続的な利用があります。
- 障がい者数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化し、困難なケースが多くなってきました。障害者総合支援法では、一人暮らしを希望する障がい者に定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）を新設することとされていることから、相談支援体制を見直し、支援体制の充実や関係機関とのネットワークの構築を図っていく必要があります。また、計画相談支援事業所の体制の充実や計画相談の質をさらに高めていくことが求められます。



資料：アンケート調査結果（悩みごとや心配ごとを相談できる人）

【サービス利用者本人】

【家族や介助者】



資料：アンケート調査結果（将来のことで、特に不安に感じていること）

◆障害者総合相談支援センター「あい」相談人数の推移

（単位：人）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
身体障がい	33	33	23	20	21
重症心身障がい	4	3	2	1	1
知的障がい	30	36	65	59	49
精神障がい	59	46	31	29	24
発達障がい	3	1	0	0	10
高次脳機能障がい	1	0	2	0	1
その他	0	0	20	12	7
合 計	130	119	143	121	113
実人員	123	117	137	119	112

出典：障害者総合相談支援センター「あい」

◆障害者総合相談支援センター「あい」相談支援内容別の相談件数の推移（単位：件数）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
福祉サービスの利用等	763	864	668	779	724
障がいや病状の理解	115	247	156	119	250
健康・医療	235	210	190	117	260
不安の解消・情緒安定	720	559	422	500	599
保育・教育	47	62	67	76	40
家族・人間関係	132	145	164	93	164
家計・経済	46	35	35	32	47
生活技術	63	52	74	32	32
就労	161	77	74	132	93
社会参加・余暇活動	172	46	43	44	90
権利擁護	2	3	1	7	2
その他	201	132	197	277	238
合 計	2, 657	2, 432	2, 091	2, 208	2, 539

出典：障害者総合相談支援センター「あい」

【めざす姿】

多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されています。

【取組内容】

① 総合相談窓口の設置

障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。

② 障がい福祉サービス等の情報提供の充実

障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。

③ コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備

地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。

（３）包括的相談支援体制の構築

③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

- 精神保健福祉法では、さまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを求めています。
- 本市では、精神に障がいのある人やその家族に対して総合的な相談・支援を行い、精神保健福祉手帳の取得や、自立支援医療等の各種制度のサービスや医療につなげています。
- 今後も、障がいのある人やその家族等に対する相談・支援体制を充実させ、地域で安心して暮らせるように、精神障がい者が利用できる福祉サービスの充実を図ることが求められます。

【めざす姿】

地域包括ケアシステム（保健・医療・福祉の総合的なしくみ）により、シームレス（切れ目のない）ケアが行われています。

【取組内容】

① 地域生活を支援するため関係機関の連携強化

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。

② 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築

認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。

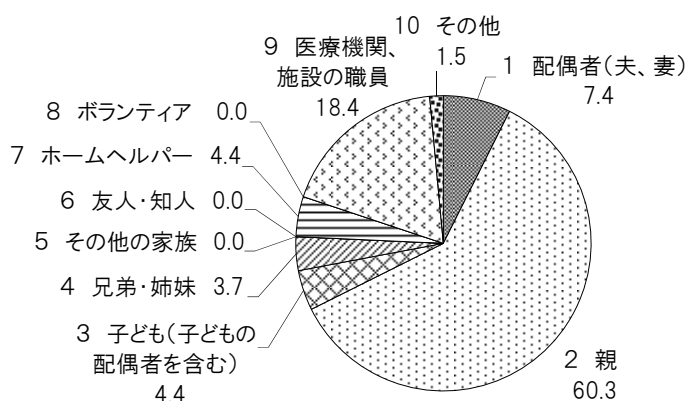
(3) 包括的相談支援体制の構築

④障がいのある人の家族支援

【現状と課題】

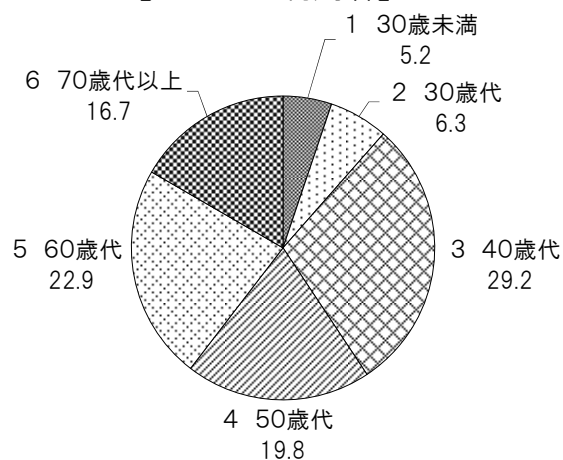
- 発達につまずきのある子どもとその家族を対象に、子どもの発達に合わせて訓練的な要素を取り入れた遊びをもとに、個別及び集団の療育を行っています。あわせて、療育に通う子どもの保護者のつどいを開催し、子育てへの不安に対し助言等を行うことで、不安や負担感の軽減につなげています。一方、高齢化が進む現状において、障がいのある人の長寿化が顕著となる中で、その介助に中心的にあたる人の年齢も、高齢化しつつあります。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、介助者は親が 60.3%と最も多くなっています。次いで、医療機関 18.4%、配偶者（夫、妻）7.4%、子ども（子どもの配偶者を含む）4.4%、ホームヘルパー4.4%、兄弟・姉妹 3.7%と続き、家族等の身近な関係者が介助の主体を担っています。介助者の年齢は、40 歳代 29.2%が最も多く、次いで、60 歳代 22.9%、50 歳代 19.8%、70 歳以上 16.7%と続き、介助者の年齢は、60 歳以上の比較的高い年齢の人が4割を超えています。
- 今後も、高齢化がますます進むことから、こうした家族の負担軽減を図るため、レスパイトケア等の取組が求められます。

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（普段あなたの介助をされる方）

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（あなたの主な介助者年齢）

【めざす姿】

障がい福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのある人やその家族の支援につながっています。

【取組内容】

① 家族の負担軽減

支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がい者本人だけでなく、家族も孤立しないように支援します。

(4) 障がい児支援体制の確保

①療育体制の充実

【現状と課題】

- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス（居宅訪問型児童発達支援）が新設されました。また、発達障害者支援法では、児童発達支援センターの設置による重層的な地域支援体制の構築を求めています。
- 本市では、家庭や子ども自身からの相談、また保育所・幼稚園や学校からの相談は、必要に応じて関係機関と連絡調整し、職員への研修も行いながら、子どもが地域で健やかに成長していける支援を行っています。また、養育困難や児童虐待等の対応は、市要保護児童等・DV対策地域協議会の体制を活用し支援を行っています。児童相談としては、子どもの育ち相談、児童精神科医の医療相談、療育相談、療育手帳相談があり、多岐にわたる相談を専門職員が対応しています。
- 療育に関する相談は継続的な件数があり、予約の取りにくい状況が発生していることから、保育所・幼稚園や学校への巡回相談を行うなど、相談への対応の改善を図ることが求められます。また、相談内容も多岐にわたるとともに高度化していることから、専門職としての資質向上を図ることが必要です。
- 一方、療育事業については、普通学級での個別の教育支援計画の作成・活用を促すとともに、「にじいろのひと」の活用を広めていくことが求められます。また、療育相談事業における受入可能な障がい種別や受入枠の拡大、子ども専門の療育スタッフの充実など、体制を強化していくことが必要です。

◆療育相談利用者数の推移

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
個別	実利用者数(人)	7	3	7	6	10
	延べ相談件数(件)	76	32	51	56	57
集団	実利用者数(人)	39	40	39	39	36
	相談開催数(回)	80	76	74	72	72
	延べ相談件数(件)	400	380	360	350	328

出典：子ども支援室

◆児童相談件数の推移

(単位：件)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
肢体不自由	1	2	1	2	3
視聴覚障がい	3	2	3	3	6
言語発達障がい等	308	291	248	301	303
重症心身障がい	5	4	4	2	11
知的障がい	25	30	35	31	47
自閉症等	28	24	16	20	41
計	370	353	307	359	411

出典：子ども支援室

【めざす姿】

保健・医療・障がい福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がい児の支援体制の充実が図られています。

【取組内容】

① 相談・支援体制の充実

就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の整備を進めます。

② 切れ目のない支援体制づくり

障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。

（４）障がい児支援体制の確保

②医療的ケア児の支援の充実

【現状と課題】

- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、市町における保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携を促進するための協議の場を設置することが求められるとともに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保が求められています。
- 本市では、療育活動において、調査研究として三重県草の実りハビリテーションセンターの協力を得て、専門職員の派遣を受け、医療面での連携が強化されています。
- 小児在宅医療は、三重県において三重大学附属病院、国立病院機構三重病院を中心に支援体制整備が進められており、本市は中勢地区圏域の自治体として、津市、伊賀市、名張市とともに医療的ケア児（者）に関わる地域ネットワーク会議等に参加しています。今後も、広域連携での支援体制の構築に向けた取組を進めていくことが必要です。

【めざす姿】

医療的ケア児を支援する協議の場の設置等により、重症心身障がい児等への支援の充実が進んでいます。

【取組内容】

① 医療的ニーズの高い重症心身障がい児等への支援の充実

医療的ケア児を含む重症心身障がい児の支援を充実するため、関係部署及び関係機関が情報共有し、協議ができる場の設置に向けて取り組みます。

(4) 障がい児支援体制の確保

③子育てを支援する受入体制の整備

【現状と課題】

- 児童福祉法の改正により、保育所及び放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入を一層推進することが求められるようになっていきます。また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援を利用できる体制の構築が求められるようになり、その対象が乳児院・児童養護施設の障がい児に拡大されることとなりました。
- 本市の保育所・幼稚園における障がい児保育は、加配保育士や介助員、看護師を子どもの状況に応じて配置し、子どもが安心して過ごせる環境づくりを行っています。また、保育所や幼稚園に定期巡回相談に出向いているほか、各種研修によって職員の資質の向上に努めています。
- 今後も、障がいの有無にかかわらず安心して過ごせる保育所・幼稚園づくりを進めるため、人員確保と研修の充実を図るとともに、私立保育所においても障がい児保育への取り組みが進むよう、県の補助制度の活用などを促すことが必要です。

◆公立保育所における障がいのある子ども数及び加配保育士等の推移 (単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
3歳未満	5	7	5	5	1	2
3歳	10	7	9	11	12	10
4歳	12	10	5	13	15	11
5歳	18	9	11	5	11	16
計	45	33	30	34	39	39
在籍園児	703	676	647	625	696	634
加配保育士	32	26	3	4	1	2
介助員	0	0	15	16	21	22

出典：子ども家庭室(各年4月1日現在)

◆公立幼稚園における障がいのある子ども数及び介助員等の推移 (単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
3歳	6	9	4	5	7	6
4歳	4	4	8	7	7	10
5歳	7	3	7	8	4	4
計	17	16	19	20	18	20
在籍園児	375	379	390	379	313	272
介助員	16	15	13	15	10	9
看護師						1

出典：学校教育室(各年10月1日現在)

【めざす姿】

障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。

【取組内容】**① 障がい児の受入体制の充実**

一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。

② 障がい児の成長支援

すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。

(4) 障がい児支援体制の確保

④特別支援教育の充実

【現状と課題】

- これまでの特別支援教育に加え、発達障害者支援法の改正により、発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援（個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進）及びいじめの防止などのための対策が求められるようになっていきます。
- 本市では、就学指導の実施においては、保護者の思いや就学後に必要な支援を学校に伝え、受入体制の構築を進めるとともに、個別の教育支援計画の作成・活用が進むよう促しています。また、児童生徒や保護者から相談があった場合には校内委員会を開催して対応するとともに、特別支援教育コーディネーターが必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関と連携・連絡を密にできるよう、体制強化を図っています。
- 今後は、児童生徒一人ひとりに応じた具体的な支援が進むよう、校内体制の充実とともに子ども総合センターをはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、児童生徒や保護者の思いをくみ取り、的確に対応していけるよう、教職員の指導力の向上を図ることが必要です。
- 学校内の授業交流や特別支援学校との交流等を充実するとともに、より一層のインクルーシブ教育を推進することが求められます。

◆特別支援学級在籍児童生徒数の推移

(単位：人)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
小学校	80	96	100	96	93	92
中学校	33	26	26	34	39	37
計	113	122	126	130	132	129

出典：学校教室室(市外特別支援学校通学者をのぞく)

◆特別支援学級在籍者の状況

(単位：人)

	小学校						中学校			計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
肢体不自由	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3
知的障がい	3	4	4	6	9	7	3	6	9	51
情緒障がい	6	6	13	9	13	9	8	5	6	75
計	9	11	17	16	22	17	11	11	15	129

出典：学校教室室(平成 29 年 5 月 1 日)

◆特別支援学級等の状況

	特別支援学級設置校数 (校)	特別支援学級数 (学級)	特別支援学級障がい児数 (人)	介助員数 (人)	通級指導教室設置校数 (校)	通級児童数 (人)
小学校	10	22	92	25	3	49
中学校	3	7	37	8	1	10
計	13	29	129	33	4	59

出典：学校教室室(平成 29 年 5 月 1 日)

【めざす姿】

発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境が整っています。

【取組内容】**① 特別支援教育の充実**

子どもの個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、保育所・幼稚園の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。

② インクルーシブ教育の推進

すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築（支援体制の充実）をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組みます。

③ 進路選択と自立の支援

一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、受入先の確保と定着に向け、関係機関と連携した支援を行います。

3 自立した生活のできる体制づくり

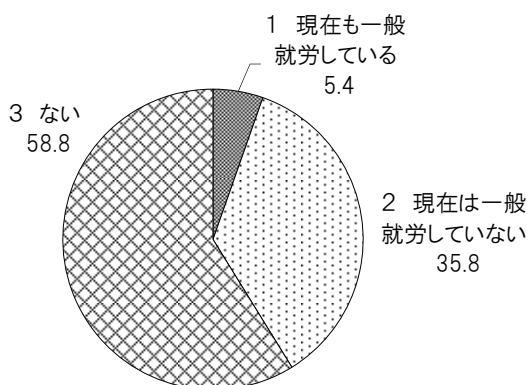
(5) 雇用・就業機会の確保と拡大

①就労準備支援の充実

【現状と課題】

- 障がい者が働くために必要なこととして、自分に合った仕事を見つける支援を求める傾向がみられるため、障がいのある人が安心して就労にチャレンジする環境が重要です。このため、個々の障がいの特性や能力に応じた支援として、就業前からの支援が求められます。
- アンケート調査結果（サービス利用者）によると、現在、一般就労している人は5.4%にとどまり、多くの人が一般就労をしていない状況です。また、未利用者（高3）（P23 グラフ掲載）については、働くために「訓練、あっせん、相談の場」が整っていることが大切だと回答した人が多く、継続的に支援できる体制づくりが求められていると言えます。
- 本市では、障がい者の就労訓練及び就労の促進のために、市の施設において職場体験実習を行っています。今後も、就労実習の場として職場実習事業を継続し、支援機関とも連携を取りながら、一人でも多くの人一般就労につながるよう取組を進めることが求められます。

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（一般就労をしたことがある）

【めざす姿】

就労の促進に向けた情報提供等により、障がいのある人の経済的な自立に向けた就労の支援が行われています。

【取組内容】

① 職場実習事業の活用促進

障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用の促進を図ります。

② ハローワーク等との連携による就労の促進

ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。

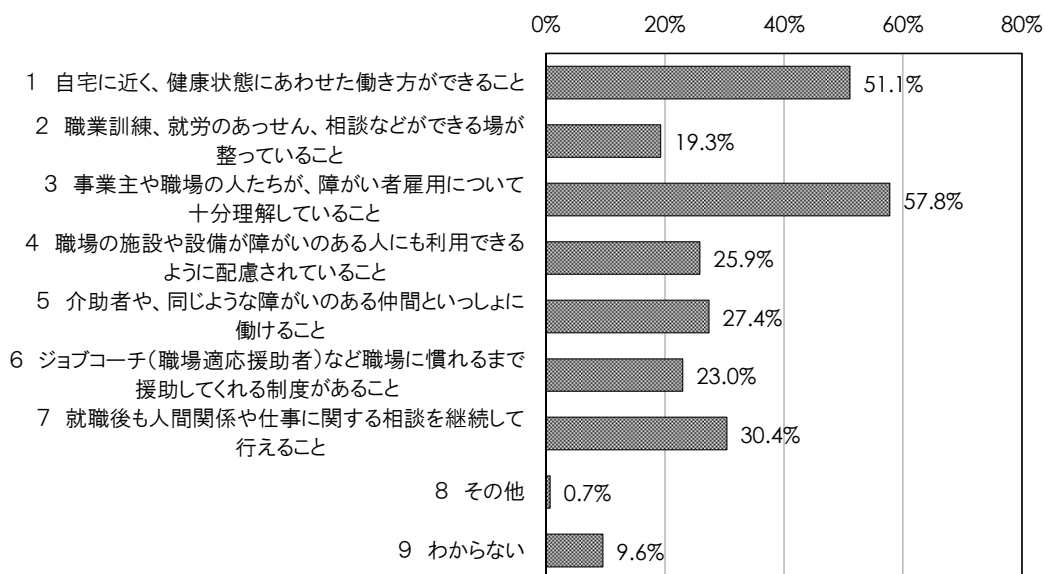
(5) 雇用・就業機会の確保と拡大

②雇用の場の確保

【現状と課題】

- 障害者差別解消法の制定により、雇用分野においても障がい者の差別を禁止するための措置や合理的配慮の措置が求められるようになっていきます。また、障害者雇用促進法では、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるとともに、新たな法定雇用率が示されたほか、障害者優先調達推進法では優先調達制度についての周知・活用を図ることが求められています。
- 本市では、ハローワークとの連携によって情報提供を充実させるとともに、亀山市雇用対策協議会を通じて、会員事業所に障がいのある人の雇用や就労を支援する機関の紹介を行い、障がい者雇用への理解と協力を呼びかけています。また、一般就労できない障がい者が生活指導、健康管理などに配慮した環境のもとで働ける場として社会的事業所に補助金を交付しており、働く場を保证することによって自立した日常生活を送るための支援につなげています。さらに、就労移行支援・就労継続支援の事業所が増加しており、福祉的就労の場は拡大しつつあります。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、「障がいのある人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切か」について、事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していることが 57.8%と最も多く、障がい者雇用についての理解を高めるための啓発活動が求められています。
- 今後も引き続き、障がい者雇用に関する情報の収集と提供を行うとともに、さまざまな機会をとらえて市内企業への働きかけを行っていく必要があります。また、就労移行支援事業所のアセスメントを参考に、将来的な就労の可能性も視野に入れながら、さまざまな就労支援をしていくことが必要です。

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（障がい者が働くための環境）

◆障がいのある人の求人状況（鈴鹿公共職業安定所管内）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他
新規求職申込数(件)	140	60	194	18
紹介件数(件)	214	76	309	23
就職件数(件)	81	42	115	5
新規登録者数(人)	59	22	80	14
有効求職者数(人)	224	85	192	21
就業者(人)	612	323	316	16
保留中の求職者(人)	59	9	22	1

出典：鈴鹿公共職業安定所(平成 29 年 3 月 31 日)

◆市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（市長部局）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
算定基準労働者数(人)	418	409	416	414	317
障がい者 雇用人数(人)	身体	11	11	10	7
	知的	0	0	0	0
雇用率(%)	2.63	2.69	2.40	2.42	2.21

出典：人事情報室(各年度実績)

◆市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（病院事業部局）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
算定基準労働者数(人)					90
障がい者 雇用人数(人)	身体				3
	知的				0
雇用率(%)					3.33

出典：医療センター(各年度実績)

◆市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（教育委員会部局）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
算定基準労働者数(人)	56	56	56	61	56
障がい者 雇用人数(人)	身体	0	0	0	0
	知的	1	1	1	1
雇用率(%)	1.79	1.79	1.79	1.64	1.79

出典：教育総務室(各年度実績)

【めざす姿】

多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加できる環境が整っています。

【取組内容】**① 障がい者就労施設等への支援**

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。

② 企業における障がい者雇用の促進

企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。

③ 社会的事業所への支援

一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに関心した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。

④ 農福連携による新たな雇用機会の創出

農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。

⑤ 市職員の障がい者雇用の推進

市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。

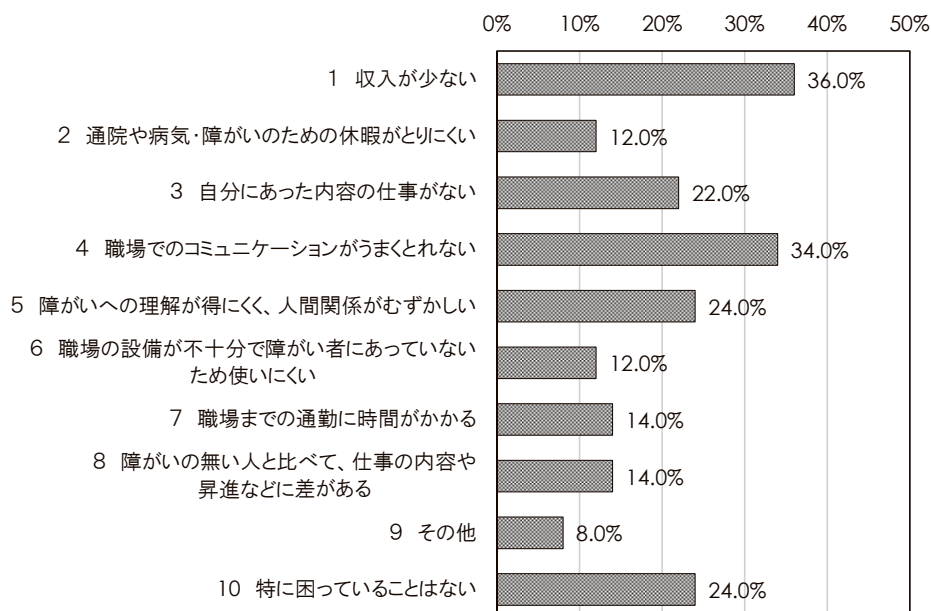
(5) 雇用・就業機会の確保と拡大

③就労定着に向けた支援

【現状と課題】

- 障害者総合支援法により、就業にともなう生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が新設されました。また、厚生労働省では、精神障がいや発達障がいのある人が働きやすい職場づくりを促すことを目的として、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」が全国で開催されています。
- 本市では、福祉的就労から一般就労につなげる支援を行っており、平成 28 年度においては就労移行支援事業所から 3 人、就労継続支援 A 型事業所から 1 人がそれぞれ一般就労することができました。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、「仕事のことで悩んだことや困ったことは何ですか」について、「収入が少ない」が 36.0%と最も多く、次いで、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」が 34.0%、「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」が 24.0%と続いており、職場において同僚や上司に、その人の障がい特性についての理解が求められるとともに、就労に対する相談体制が必要となっています。
- 今後も、職場実習事業を継続して行い、障害者就業・生活支援センターや福祉施設等との連携を図りながら、一般就労に移行できるよう引き続き取り組んでいくことが求められます。

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（仕事のことで悩んだことや困ったこと）

【めざす姿】

障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。

【取組内容】**① 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実**

就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービスを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。

② 就労に関する情報提供・相談体制の充実

障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。

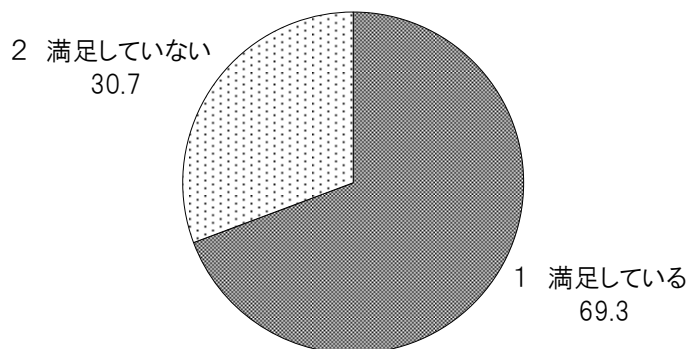
(6) 自立生活のための環境整備

①障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 障害者総合支援法により、就労定着支援、自立生活援助、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスなどが新設されたほか、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備が求められるようになっていきます。
- 本市では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業について、各種サービスの充実に努め、自立を支えるための支援として、補装具作成・修理費用の支給や日常生活用具の給付などを行うとともに、タクシー券の交付をはじめ、自動車燃料費や障がい者医療費の助成、福祉移送サービスの提供などを行ってきました。今後も、自立した生活を送るためには、限りある財源の中で提供している多様なサービスの中から、その内容を見直しながら必要となるサービスを提供していくことが必要です。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、「障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用」について、「満足している」が 69.3%である一方で、「満足していない」が 30.7%であり、質の向上が求められます。今後も、障がい者が置かれている状況や相談内容に応じて適切な支援ができるよう、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関と広域支援のネットワークを構築し、必要なサービスにつなげていく必要があります。
- 一方、障害者基本法や障害者差別解消法では、障がいの有無にかかわらず、だれもが自由に情報の受発信やアクセスができる社会を構築する「情報アクセシビリティ」の向上が求められています。本市でも、平成 28 年度から手話通訳者（1 名）を週 1 回あいあいの窓口配置し、年間延べ 14 人の利用があり、窓口における手続き等において、コミュニケーションの支援を図ってきました。
- 今後は、視覚障がい、聴覚障がい、音声言語障がいなど、一人ひとりの障がいに応じた多様な手段による情報提供と円滑なコミュニケーションに努める必要があります。

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用）

【めざす姿】

個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活が送れています。

【取組内容】**① 自立を支えるサービスの充実**

障がい者のニーズを把握し、既存で提供するサービスを見直しつつ、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。

② 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障がい者一人ひとりに応じた多様な手段（聴覚障がい者向けのメール配信サービス等）による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。

③ 居住環境の整備

グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。

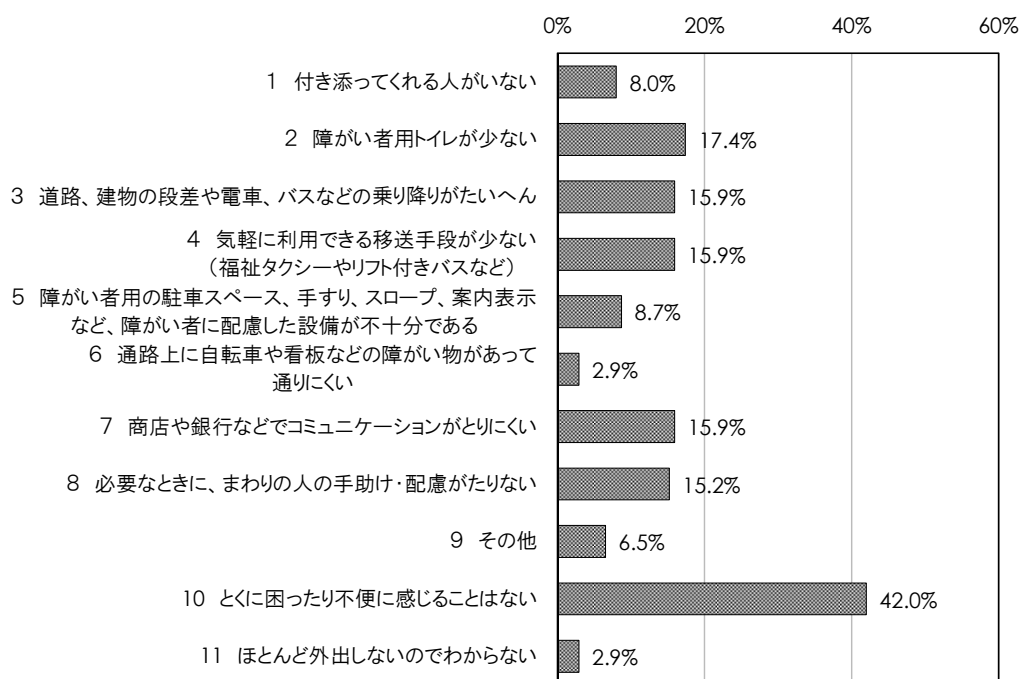
(6) 自立生活のための環境整備

②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

- 本市では、道路や公園など、公共空間の整備においてバリアフリー化を進めるとともに、「亀山市交通バリアフリー構想」に基づき公共交通におけるバリアフリー化を進めています。また、選挙時における市内各投票所のバリアフリー化を施設管理者に依頼するとともに、選挙公報の点字版と音声版を準備し、障がいの有無にかかわらず投票できるように努めました。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、「外出の際の困りごと」について、「障がい者用トイレが少ない」が 17.4%、「道路、建物の段差や電車、バスなどの乗り降りがたいへん」が 15.9%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」が 15.9%となり、改善が求められます。
- 今後もユニバーサルデザインの視点に立って、公共空間などの整備を順次進めるとともに、市民参加の機会が妨げられることのないよう、あらゆる場面での合理的配慮に努める必要があります。
- 一方、不特定多数が利用する施設や設備では、障がいのある人等の弱者に対して、利用する人の優しさと思いやりが求められます。

【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（外出の際の困りごと）

【めざす姿】

環境の整備を進めることにより、誰もが、安全で快適に暮らせ、障がいのある人が積極的に社会に参加する姿がみられます。

【取組内容】**① 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進**

亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。

② 公共施設等のバリアフリー化の推進

公共施設等の建設・改修において、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもりやり駐車場の適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。

③ 道路等の安全確保の整備

道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。

④ 障がい者に配慮した市営住宅の整備

障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。

⑤ 有効な情報提供手段の導入

障がいの有無を問わず情報を得られ、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。

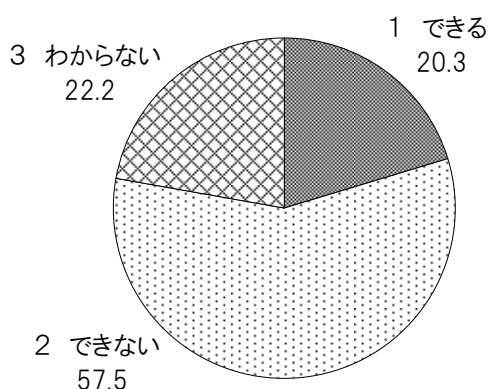
(6) 自立生活のための環境整備

③防災・安全対策の充実

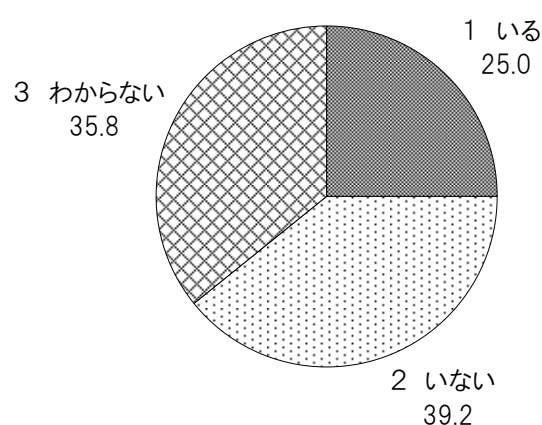
【現状と課題】

- 本市における防災対策としては、「亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱」を精査し、新たに災害対策基本法の趣旨に則った避難行動要支援者支援制度の再構築に着手しました。また、市総合防災訓練においては、亀山市障害者福祉協会の参加を得て訓練を実施しました。
- アンケート調査結果（サービス利用者）では、「火事や地震等の災害時に一人で避難できますか」について、できないが 57.5%と 6 割近くに上り、また、わからないが 22.2%と約 2 割となり、障がいのある人の災害時の避難について課題があると考えられます。
- また、「家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか」については、いない 39.2%、わからない 35.8%と合わせて 75.0%に上り、災害時の救助体制を整える上で課題があることが考えられます。また、「将来のことで、特に不安に感じていること（P42 グラフ掲載）」については、本人 34.3%、家族や介助者 35.9%と、すぐに助けにきてもらえるか不安を感じている人が多いことがうかがえます。
- 一方、地域福祉活動計画（社会福祉協議会）の策定にかかる亀山市障害者福祉協会へのヒアリングでは、「避難訓練は安全な状況下で行われ、担架には健常者を乗せて訓練しており、訓練の意味がない」という意見もありました。
- 今後は、災害時の障がい者への情報伝達手段を確保する方法を検討するとともに、避難行動要支援者の登録を進め、地域における支援体制を早期に確立することが求められます。また、実質的に障がい者が参加できる防災訓練を実施するとともに、福祉避難所の拡大に向けて対策を講じる必要があります。

【サービス利用者】



【サービス利用者】



資料：アンケート調査結果（災害時の一人での避難）

資料：アンケート調査結果（近所であなたを助けてくれる人）

【めざす姿】

防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。

【取組内容】**① 防災知識に関する情報提供の充実**

災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。

② 災害時の要支援者対策の推進

大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を再構築するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。

③ 福祉避難所の確保、備蓄品の充実

災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が避難できる福祉避難所を確保するとともに、障がいに配慮した日常生活用具等の備蓄を充実します。

（６）自立生活のための環境整備

④権利擁護対策の充実（成年後見制度の利用促進）

【現状と課題】

- 成年後見制度利用促進法では、成年後見制度の利用の促進にかかる施策の総合的な推進が求められています。
- 市では、亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催して事例検討や意見交換を行っているほか、平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、高齢者・障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアルを改訂し、運用しています。
- 一方、社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（三重県社会福祉協議会委託事業）を実施し、平成 24 年度は対象者 14 人であったものが、平成 28 年度は 30 人となり、2.14 倍と倍増しています。また、成年後見制度の活用促進のための利用支援等により、平成 28 年度の相談は全体で 90 件、そのうち、障がいのある人の利用は、延べ 54 件あり、身寄りのない知的障がい者については、市が成年後見の市長申立を行いました。
- 高齢者の増加等を背景として、こうした権利擁護を必要とする人が増加することが見込まれるとともに、対象となる人が潜在化していると考えられることから、障がい者への虐待防止を啓発し、関係機関と連携しつつ、対応していく必要があります。
- 権利擁護については、成年後見制度に関する情報提供を強化するとともに、件数の増加に対応できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、関係機関と連携しながら体制の整備を図り、必要な支援を行う必要があります。

◆日常生活自立支援事業の対象者等数の推移（障がい者関係分）

（単位：人）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
生活支援員	12	13	15	14	13
障がい者担当	9	11	12	13	12
対象者	23	31	36	41	43
障がい者人数	14	19	24	26	30

出典：社会福祉協議会（各年度実績）

【めざす姿】

成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。

【取組内容】**① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築**

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。

② 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。

③ 日常生活自立支援事業の充実

判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。

④ 虐待防止による権利利益の擁護

関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。

1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要

第5期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。

国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～32年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

2 計画期間における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域での自立生活を進める観点から、平成28年度末において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人を見込んで、平成32年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

国の指針では、平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行することとし、また、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本目標としています。

平成28年度末現在、福祉施設に入所している人は31人です。目標年度である平成32年度末までには3人を地域生活に移行（移行率9%）、差引減少見込数を1人とし、本計画の目標年度である平成32年度末の施設入所者数は30人（削減率3%）とします。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
28年度末時点の入所者数（A）	31人	28年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	30人	32年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A－B）	1人減 (3%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	3人 (9%)	施設入所から地域生活へ移行した者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

国の指針では、平成 32 年度末までに市町村ごと、あるいは複数の市町村共同で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。

これらを踏まえ、国の基本方針で示された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、関係機関と連携を図りながら鈴鹿・亀山圏域において協議の場を設置します。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
【目標値】 32 年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 か所 鈴鹿・亀山圏域	精神科医療に携わる医療関係者の参加を促し、鈴鹿・亀山圏域での設置を目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末を目標年度とする第 4 期亀山市障がい福祉計画では、鈴鹿・亀山圏域を整備単位とし、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として、地域生活支援拠点の整備を進めてきました。

国の指針では、平成 32 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを成果目標としています。

今後も、引き続き整備を進め、平成 32 年度末までに各機関の役割を整理し、「相談」「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の 5 つの機能を備えた「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
【目標値】 32 年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	1 か所 鈴鹿・亀山圏域	地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の推進を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する障がいのある人の目標値を設定します。

国の指針では、平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本目標としています。

平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人は 4 人であることから、平成 32 年度では 6 人（1.5 倍）を目標に、一般就労への移行に取り組みます。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
28 年度の 年間一般就労移行者数	4 人	28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 32 年度の年間一般就労移行者数	6 人 (1.5 倍)	32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

②就労移行支援事業の利用者数

一般就労への移行を促進する就労移行支援事業の利用を推進するため、平成 32 年度末における就労移行支援事業所を利用する人の目標値を設定します。

国の指針では、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを成果目標としています。

平成 28 年度末現在、就労移行支援事業の利用者は 14 人であることから、平成 32 年度末には、平成 28 年度末の約 121%に当たる 17 人を目標値とします。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
28 年度末の 就労移行支援事業の利用者数	14 人	28 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 32 年度末の 就労移行支援事業の利用者数	17 人 (121%)	32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行率（平成 32 年 4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、平成 32 年度中に一般就労へ移行した人の割合）が 3 割以上の就労移行支援事業所の事業所数を設定します。

国の指針では、就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを成果目標としています。

現在市内には就労移行支援事業所が 2 か所あるものの、1 事業所は開所後、間もないため、これらの事業所の就労移行率が、平成 32 年度末までに 3 割以上となるよう支援を行います。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
【目標値】 32 年度における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とする。	2 か所	32 年度における就労移行支援事業所の数
	2 か所	32 年度における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の数
	1 0 0 %	32 年度における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

④就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率に係る目標値を設定します。

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることを成果目標としています。

本市では、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 27 年度は 5 人、平成 28 年度は 4 人であることから、これらの実績を踏まえ、新規で就労定着支援事業を利用する人数を設定し、平成 32 年度には就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率 8 割をめざします。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
【目標値】 31 年度における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率を 7 割以上とする。	4 人	30 年度中に新規で就労定着支援事業を利用すると見込まれる者の数（A）
	3 人	A のうち平成 31 年度末までに事業を利用して 12 か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数（B）
	75%	31 年度における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率（B/A）

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
【目標値】 32 年度における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。	5 人	31 年度中に新規で就労定着支援事業を利用すると見込まれる者の数（A'）
	4 人	A' のうち平成 32 年度末までに事業を利用して 12 か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数（B'）
	80%	32 年度における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率（B' / A'）

3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助などの必要な援助を行います。

①居宅介護（ホームヘルプ）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付時間（時間／月）	627	706	785	750	800	850
	利用者数（人／月）	57	61	65	50	53	55
実績値	給付時間（時間／月）	637	763	734			
	利用者数（人／月）	49	51	50			

②重度訪問介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付時間（時間／月）	260	260	260	250	500	750
	利用者数（人／月）	1	1	1	1	2	3
実績値	給付時間（時間／月）	28	3	203			
	利用者数（人／月）	0.2	0.1	1			

③同行援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付時間（時間／月）	40	60	84	50	55	60
	利用者数（人／月）	4	5	6	5	6	7
実績値	給付時間（時間／月）	43	50	48			
	利用者数（人／月）	4	4	4			

④行動援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付時間（時間／月）	20	40	60	10	20	30
	利用者数（人／月）	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間（時間／月）	0.2	0.3	0.3			
	利用者数（人／月）	0.3	0.3	0.3			

⑤重度障害者等包括支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付時間（時間／月）	0	0	260	0	0	250
	利用者数（人／月）	0	0	1	0	0	1
実績値	給付時間（時間／月）	0	0	0			
	利用者数（人／月）	0	0	0			

◆サービスを確保するための方策

ホームヘルパーの人材不足により、サービスを必要とする人が必要な量のサービスを受けられない現状を改善し、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

事業所の新規参入を働きかけ、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に努めます。また、障がい特性に配慮した対応ができるよう、県が実施する研修等の情報提供を行い、支援者のスキルアップにつなげます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援などを提供するサービスを行います。平成30年4月からは、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う就労定着支援が新たに創設されます。

①生活介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	1,834	2,067	2,328	1,800	1,900	2,000
	利用者数（人／月）	96	106	117	95	100	105
実績値	給付量（人日／月）	1,622	1,649	1,766			
	利用者数（人／月）	88	89	91			

②自立訓練

【機能訓練】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	46	46	46	60	70	90
	利用者数（人／月）	2	2	2	3	3	4
実績値	給付量（人日／月）	5	9	38			
	利用者数（人／月）	0.8	0.9	2			

【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	69	69	69	70	90	110
	利用者数（人／月）	3	3	3	3	4	5
実績値	給付量（人日／月）	98	40	68			
	利用者数（人／月）	4	2	3			

③就労移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	138	138	138	250	270	290
	利用者数（人／月）	6	6	6	15	16	17
実績値	給付量（人日／月）	144	197	245			
	利用者数（人／月）	9	13	15			

④就労継続支援

【A型：雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	394	430	465	670	700	730
	利用者数（人／月）	22	24	26	32	33	34
実績値	給付量（人日／月）	591	671	622			
	利用者数（人／月）	32	34	31			

【B型：非雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	1,372	1,504	1,654	1,600	1,700	1,800
	利用者数（人／月）	73	80	88	85	90	95
実績値	給付量（人日／月）	1,280	1,430	1,508			
	利用者数（人／月）	69	77	82			

⑤就労定着支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	利用者数（人／月）				4	5	6

⑥療養介護

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	利用者数	8	8	8	11	11	12
実績値	利用者数	10	10	11			

⑦短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	78	86	94	190	225	260
	利用者数（人／月）	10	11	12	19	22	25
実績値	給付量（人日／月）	128	134	168			
	利用者数（人／月）	12	12	17			

【医療型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	39	60	87	5	5	10
	利用者数（人／月）	5	6	7	1	1	2
実績値	給付量（人日／月）	6	2	4			
	利用者数（人／月）	1.4	0.6	1			

◆サービスを確保するための方策

日中活動系のサービスについては、「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」の利用が多くなっています。福祉施設から一般就労への移行を進めるため、継続して通所できている利用者に対しては、計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるよう取り組んでいきます。

また、「短期入所（福祉型）」についても、利用者が多く、需要の高さがうかがえます。市内には定員5名の施設が1か所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、主に夜間において施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するものです（平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりしています）。平成 30 年 4 月からは、施設入所支援や共同生活援助を利用していただいていた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助が新たに創設されます。

① 自立生活援助【新規】

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
目標値	利用者数（人／月）				0	0	1

② 共同生活援助（グループホーム）

（単位：人／月）

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
目標値	利用者数	25	29	33	30	32	34
実績値	利用者数	29	29	29			

③ 施設入所支援

（単位：人／月）

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
目標値	利用者数	27	26	25	30	29	28
実績値	利用者数	31	30	30			

◆ サービスを確保するための方策

平成 28 年度は、共同生活援助利用者 29 人のうち、市内の 2 つのグループホームで 10 人が生活しています。福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活が出来るように、県や圏域の市と連携しながら居住場所を確保していきます。

また、施設入所支援は、地域移行できそうな人に積極的に働きかけ、関係機関と連携しながら、地域移行していけるよう取り組んでいきます。

(4) 相談支援

相談支援は、障がい者等、障がい児の保護者または、障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援などを行います。

①計画相談支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	利用者数	22	23	24	50	60	70
実績値	利用者数	43	40	50			

②地域移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量(人日/月)	31	62	93			
	利用者数(人/月)	1	2	3	1	2	3
実績値	給付量(人日/月)	0	0	0			
	利用者数(人/月)	0	0	0			

③地域定着支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	利用者数	1	2	3	1	2	3
実績値	利用者数	1	0	0			

◆サービスを確保するための方策

計画相談支援の需要に応えるため、特定相談支援事業所の新規参入の働きかけや、相談支援専門員のスキルアップのため、県が実施する研修等の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援の周知に努め、障がい者が地域で安心して自立した生活を送るため、重層的な相談支援体制を構築し、切れ目のない支援をめざします。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

《必須事業》

(1) 相談支援事業

障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整や必要な援助を行います。

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
障害者 相談支援事業	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の確保の方策】

障害者総合相談支援センター「あい」による「障害者相談支援」は、平成27年度2,208件、平成28年度2,539件の相談実績がありました。件数と合わせて、相談内容も複雑化した困難なケースが多くなってきています。基幹相談支援センターの機能を強化し、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援します。

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	3	1	2	2	2

【見込量の確保の方策】

平成 28 年度は身寄りのない知的障がい者等の成年後見の市長申し立てを 2 件行いました。また、成年後見の審判の請求をした家族の方に、審判の請求に要する費用の助成を 1 件行いました。今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると思われるため、制度の積極的な情報提供を行い、利用促進に取り組んでいきます。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【年間実績及び見込量】

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者 派遣事業	実利用件数 (件)	2	1	4	5	10	15
要約筆記者 派遣事業	実利用件数 (件)	1	2	1	5	10	15
手話通訳者 設置事業	実設置者数 (人)	0	1	1	1	1	1

【見込量の確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣を一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

手話通訳設置事業については、平成 28 年度から 1 名の手話通訳者を週 1 回あいあいの窓口に配置しました。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように、設置日を増やす等、充実に努めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がいの人、精神障がいの人などに自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	13	1	1	5	7	9
自立生活支援用具		10	3	5	7	9	11
在宅療養等支援用具		12	13	10	12	14	16
情報・意思疎通支援用具		5	5	6	7	9	11
排泄管理支援用具		871	858	850	860	870	880
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		6	1	2	3	4	5

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者も増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	16	18	20	22	24	25
	延べ利用時間数 (時間)	558	769	770	850	930	970

【見込量の確保の方策】

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス

在宅の身体障がい者に訪問入浴車による家庭での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域での生活を支援します。

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)				0	5	7

【見込量の確保の方策】

在宅の身体障がい者で、障害者総合支援法で規定する居宅介護サービスや介護保険法で規定する訪問入浴介護、またその他の施策を利用して入浴することが困難な方を対象として事業が実施できるよう、平成31年度からのサービスの提供をめざします。

(2) 生活訓練等

障がい者等を対象に、日常生活上必要な訓練、指導などを行います。

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
生活訓練等	実利用者数 (人)	8	9	10	11	12	13

【見込量の確保の方策】

視覚障がい者を対象に、視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

(3) 日中一時支援

障がいがある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進するため、障がいがある人等の日中における活動の場を確保し、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
日中一時支援	実利用者数 (人)	59	75	85	90	95	100
	延べ利用時間数 (時間)	2,930	3,724	4,300	4,600	4,900	5,200

【見込量の確保の方策】

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要

第1期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となります。

国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～32年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のため、障がい児支援の提供体制を整備します。

国の指針では、平成32年度末までに市町村において児童発達支援センターを1か所以上設置することや、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを成果目標としています。また、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することや、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを成果目標としています。

現在市では、発達につまずきのある子どもとその家庭を対象に、子どもの発達に合わせた訓練的な要素を取り入れた遊びをもとに、個別や集団の療育を行っています。また、保育所や幼稚園と連携して巡回相談を行い、集団生活に適應するための専門的な支援を行っています。

このような中、市では、平成35（2022）年度を目標に新たに療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の建設を予定しており、それまでは、建物の建設と並行して、児童発達支援、保育所訪問等支援のソフト面の充実を図っていくこととします。

重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、現在市内に1か所あり、平成32年度末までには2か所となるよう参入を促します。また、医療的ケア児支援のため、近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

項目（国の基本指針）	数 値	市の考え方
【目標値】 32 年度末の児童発達支援センターの設置	1 か所	平成 35（2022）年度を目標に、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の建設を進めることから、平成 32 年度末は、児童発達支援センターの機能として、療育等、ソフト面の取組を充実します。
【目標値】 32 年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制の構築	1 か所	
【目標値】 32 年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	児童発達支援事業所数
	2 か所	放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 30 年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所 広圏域	近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をめざします。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児支援

障がい児福祉サービスは、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。平成30年4月からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されます。

①児童発達支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	10	15	20	83	100	120
	利用者数（人／月）	2	3	4	10	12	14
実績値	給付量（人日／月）	21	50	65			
	利用者数（人／月）	4	6	8			

②医療型児童発達支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	0	0	0	0	0	10
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付量（人日／月）	0	0	0			
	利用者数（人／月）	0	0	0			

③放課後等デイサービス

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	184	240	312	690	760	830
	利用者数（人／月）	23	30	39	55	60	65
実績値	給付量（人日／月）	444	503	585			
	利用者数（人／月）	34	39	47			

④保育所等訪問支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）	0	0	0	0	0	5
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付量（人日／月）	0	0	0			
	利用者数（人／月）	0	0	0			

⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	給付量（人日／月）				0	0	10
	利用者数（人／月）				0	0	1
実績値	給付量（人日／月）						
	利用者数（人／月）						

⑥障害児相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	利用者数（人／月）	4	6	8	15	17	20
実績値	利用者数（人／月）	8	8	12			

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
目標値	利用者数（人／月）				0	0	1
実績値	利用者数（人／月）						

◆サービスを確保するための方策

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とともに需要が高く、利用者が大幅に増えています。「児童発達支援」については、平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。今後、更なる需要に応えるため、事業所の新規参入を促すとともに、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の整備をめざします。

8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

(1) 圏域構成市及び人口

- 圏域構成市：鈴鹿市・亀山市
- 圏域人口：250,767人（平成29年11月1日現在）

(2) 圏域における障がいのある人の状況

■身体障害者手帳所持者数 (人)

	総数	0～17歳	18歳以上	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	2,743	83	2,660	159	30	5	965	1,584
2級	1,433	64	1,369	147	251	12	983	40
3級	1,728	29	1,699	53	135	48	1,096	396
4級	2,266	11	2,255	33	145	31	1,410	647
5級	543	11	532	88	5	0	450	0
6級	624	9	615	27	358	0	239	0
計	9,337	207	9,130	507	924	96	5,143	2,667

平成29年4月1日現在

■療育手帳所持者数 (人)

	総数	0～17歳	18歳以上
区分A	805	179	626
区分B	1,053	377	676
計	1,858	556	1,302

平成29年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

1級	132
2級	947
3級	399
計	1,478

平成29年4月1日現在

■精神障がい者の受給状況

通院医療公費負担受給者数 (人)	1,973
------------------	-------

平成29年4月1日現在

■平成 28 年度障がい福祉サービス実利用者数

(人)

項目	鈴鹿市	亀山市	計	項目	鈴鹿市	亀山市	計
居宅介護	202	66	268	療養介護	23	10	33
重度訪問介護	1	1	2	短期入所	153	28	181
同行援護	30	5	35	共同生活援助	100	29	129
行動援護	4	1	5	施設入所支援	167	30	197
重度障害者等 包括支援	0	0	0	計画相談支援	1,087	290	1,377
生活介護	446	98	544	地域移行支援	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	5	2	7	地域定着支援	2	0	2
自立訓練 (生活訓練)	29	6	35	児童発達支援	247	11	258
就労移行支援	62	23	85	放課後等 デイサービス	231	54	285
就労継続支援 (A型)	305	40	345	保育所等 訪問支援	45	0	45
就労継続支援 (B型)	342	93	435				

■平成 28 年度指定事業所数集計表

(か所)

項目	鈴鹿市	亀山市	計	項目	鈴鹿市	亀山市	計
居宅介護	31	3	34	療養介護	1	0	1
重度訪問介護	22	1	23	短期入所	8	1	9
同行援護	8	1	9	共同生活援助	12	2	14
行動援護	3	0	3	施設入所支援	4	0	4
重度障害者等 包括支援	0	0	0	計画相談支援	13	2	15
生活介護	11	3	14	地域移行支援	2	1	3
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	地域定着支援	2	1	3
自立訓練 (生活訓練)	2	0	2	児童発達支援	10	0	10
就労移行支援	4	1	5	放課後等 デイサービス	17	3	20
就労継続支援 (A型)	11	2	13	保育所等 訪問支援	1	0	1
就労継続支援 (B型)	22	8	30				

資料：三重県指定事業所一覧

■その他の地域資源（平成 28 年度 契約事業所数）

(か所)

項目	鈴鹿市	亀山市	計	項目	鈴鹿市	亀山市	計
日中一時	56	26	82	移動支援	22	10	32

（３）圏域単位のサービス基盤の数値目標

「障がい保健福祉圏域」の単位での必要なサービスの現状を明らかにし、地域移行に必要なサービス基盤の必要量を具体化します。

■居宅介護、同行援護、行動援護、生活介護等

（か所）

施策項目	平成 28 年度	平成 32 年度
居宅介護	34	36
重度訪問介護	23	25
同行援護	9	9
行動援護	3	3
重度障害者等包括支援	0	0
生活介護	14	16
療養介護	1	1

■短期入所

（か所）

施策項目	平成 28 年度	平成 32 年度
短期入所	9	10

■共同生活援助

（か所）

施策項目	平成 28 年度	平成 32 年度
共同生活援助	14	18

■自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

（か所）

施策項目	平成 28 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	2	2

■就労移行支援・就労継続支援（Ａ型）・就労継続支援（Ｂ型）・就労定着支援（か所）

施策項目	平成 28 年度	平成 32 年度
就労移行支援	5	8
就労継続支援（Ａ型）	13	14
就労継続支援（Ｂ型）	30	32
就労定着支援	—	5

■相談支援

(か所)

施策項目	平成 28 年度	平成 32 年度
総合相談支援	1	1
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）	3	5
計画相談支援	15	17

■児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

(か所)

施策項目	平成 28 年度	平成 32 年度
児童発達支援	10	12
放課後等デイサービス	20	23
保育所等訪問支援	1	2

1 計画の進行管理

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、市ホームページ等を通じて、市民に周知・啓発を行います。

(2) 計画の推進・評価

進行管理は、市関係部局の取組内容、サービス見込量、確保方策について、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、進捗状況の確認を行うこととし、その結果を亀山市地域自立支援協議会及び亀山市地域自立支援協議会ワーキンググループ会議に報告し検証を行うものとします。

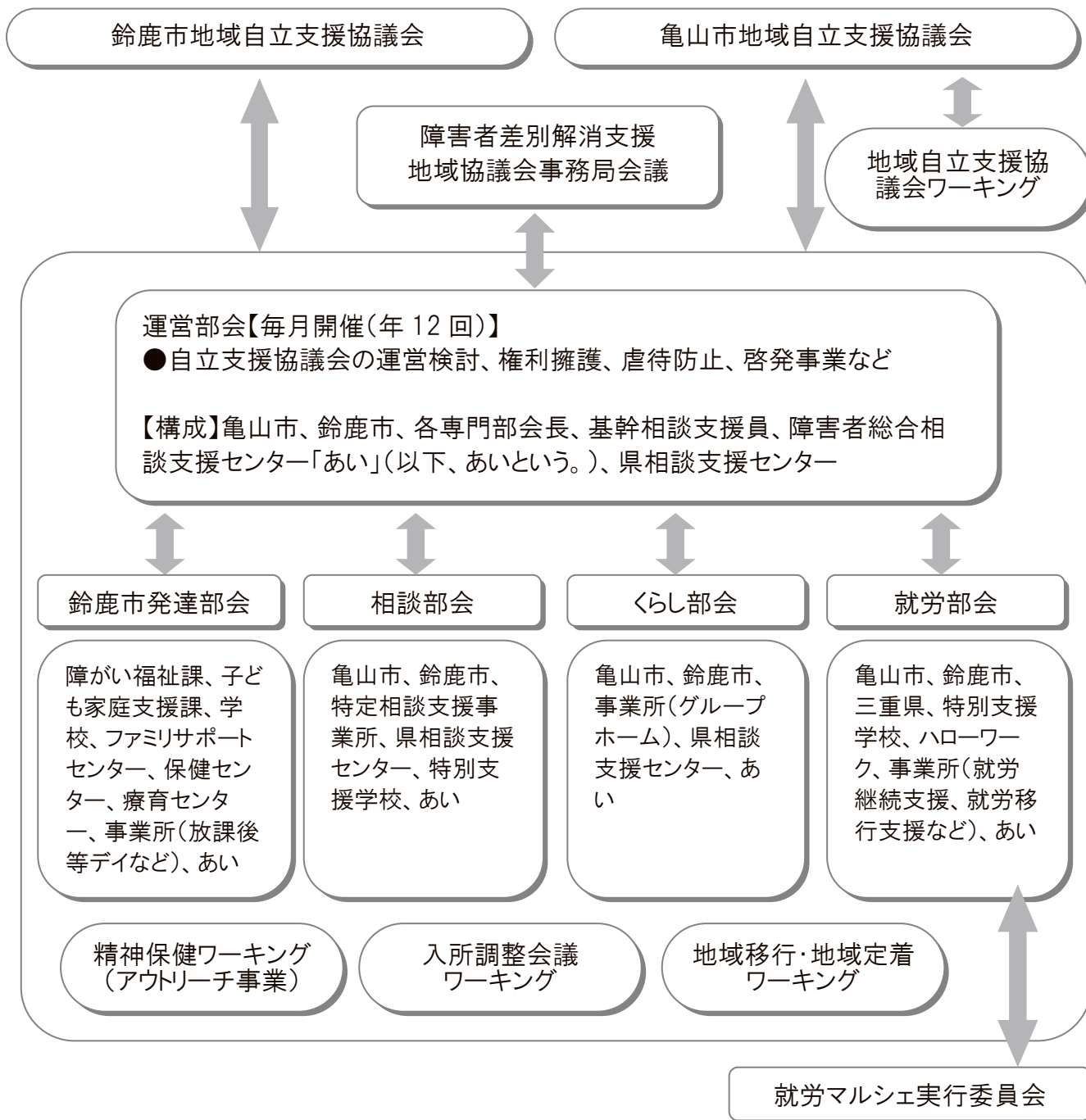
(3) 関係機関等との連携

障がい者施策の推進に当たっては、地域福祉、医療、保健、教育、労働などの各分野との連携を深め、情報等を共有し、総合的かつ、計画的に取り組むこととし、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークの強化を図り、障がい福祉に関する課題への対応を行うものとします。

(4) 障がい福祉圏域での連携

必要な障がい福祉サービス量を確保するため、鈴鹿亀山圏域において地域自立支援協議会の各部会において情報を共有し、圏域内の関係機関との連携を行いつつ、供給体制の整備を図ることとします。

【平成 29 年度 鈴鹿・亀山圏域 地域自立支援協議会 体制図】



(5) 公表

進捗状況等については、市ホームページ等にて公表します。

資料編（参考資料）

資料編(参考資料)

1 策定までの経過

年 月 日	会 議 名 等	主な内容
平成 28 年 7月 22 日	第1回亀山市地域自立支援協議会	■障がい福祉計画の進捗状況 ■アンケート調査について
9月 14 日	第1回亀山市地域自立支援協議会 ワーキンググループ会議	■障がい福祉計画の進捗状況 ■アンケート調査について
12月2日	第 2 回亀山市地域自立支援協議会	■アンケート調査の実施について
12月7日 ～ 平成 29 年 1月 31 日	アンケート調査実施	ア)障がい福祉サービス、障がい児通所支援利用者 イ)サービス利用のない障がい手帳を持っている高校3年生 ウ)サービス利用のない聴覚・言語機能障がい者 エ)計画相談支援事業所の相談支援専門員を対象に実施
5月 26 日	第 1 回亀山市地域自立支援協議会	■アンケート調査等の結果 ■障がい者福祉計画及び第 4 期障がい福祉計画の進捗状況 ■第 2 次障がい者福祉計画の基本方針、骨子案
8月 28 日	第 1 回亀山市地域自立支援協議会 ワーキンググループ会議	■第 2 次障がい者福祉計画の骨子、構成 ■障がい者計画の取組内容
10月 30 日	第 2 回亀山市地域自立支援協議会	■第 2 次障がい者福祉計画の骨子 ■障がい者計画の取組内容
12月5日	第 2 回亀山市地域自立支援協議会 ワーキンググループ会議	■障がい者計画取組内容の確認 ■第 5 期障がい福祉計画
12月 20 日	第 3 回亀山市地域自立支援協議会	■第 2 次障がい者福祉計画(中間案)
平成 30 年 1月 15 日	第 4 回亀山市地域自立支援協議会	■第 2 次障がい者福祉計画(最終案)
2月 13 日 ～ 3月 14 日	パブリックコメント実施	■30 日間
3月	第 2 次亀山市障がい者福祉計画策定	

2 関係規程

○亀山市地域自立支援協議会要綱

平成28年3月31日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定により定められた指針に基づき、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、亀山市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が委託した指定相談支援事業者等の運営等について評価すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けて協議すること。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関する調査等を行うこと。
- (4) 亀山市障がい者福祉計画及び亀山市障がい福祉計画の策定に必要な検討を行うこと。
- (5) 地域の障がい福祉に関する協議すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定相談支援事業者に属する者
- (2) 障がい福祉サービス事業者に属する者
- (3) 保健関係機関に属する者
- (4) 医療機関に属する者
- (5) 教育関係機関に属する者
- (6) 雇用関係機関に属する者
- (7) 障がい者関係団体に属する者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 障がい者(児を含む。)及びその家族
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分野別部会)

第7条 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため、分野別部会を置くことができる。

2 分野別部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱の廃止)

2 亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱(平成18年6月26日施行)は、廃止する。

附 則(平成22年3月31日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 亀山市地域自立支援協議会委員名簿

氏 名	要綱第3条	所 属	役職等
貴 島 日出見	学識経験を有する者	鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 教授	会長
古 澤 ひさよ	指定相談支援事業者に属する者	障害者総合相談支援センター「あい」	
鈴 木 加奈子	障がい福祉サービス事業者に属する者	社会福祉法人 伊勢亀鈴会	
黒 田 卓 也	介護保険サービス事業者に属する者	社会福祉法人 けやき福祉会	
宮 里 祐 史	障がい福祉サービス事業者に属する者	社会福祉法人 和順会	
千 賀 理	障がい福祉サービス事業者に属する者	あんしん介護 株式会社	
加 藤 斗美代	障がい福祉サービス事業者に属する者	亀山市社会福祉協議会「つくしの家」	
佐 野 健 治	障がい福祉サービス事業者に属する者	特定非営利活動法人夢想会「夢想工房」	
福 井 知 子	医療機関に属する者	三重厚生連 鈴鹿厚生病院	
溝 口 雅 彦	医療機関に属する者	医療法人鈴桜会 鈴鹿さくら病院	
徳 田 浩 一	教育関係機関に属する者	亀山市教育委員会 教育研究室長	
山 田 充 弘	雇用関係機関に属する者	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重支部 三重障害者職業センター	
葛 山 直 哉	雇用関係機関に属する者	鈴鹿公共職業安定所	H29年10月～
松 岡 美 秀			
市 川 末 子	障がい者関係団体に属する者	亀山市障害者福祉協会	
濱 野 芳 美	障がい者(児を含む)及びその家族	NPO法人 ぽっかぽかの会	
小 菅 睦 子	障がい者(児を含む)及びその家族	みっくすどろっぷす	
坂 田 益 美	障がい者(児を含む)及びその家族		
鍬 田 聡	その他市長が必要と認める者	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	
佐久間 利 夫	関係行政機関	健康福祉部長	
伊 藤 早 苗	関係行政機関	健康福祉部 子ども総合センター長	
駒 谷 みどり	関係行政機関	健康福祉部 地域包括支援センター長	

4 用語解説

【あ行】	
アセスメント	利用者の問題の分析から援助活動の決定までの事を指し、援助活動に先立って行われる一連の査定（手続き）
医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活支援が日常的に必要な子どものこと。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がい者など、心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。
親亡き後	障がいを持つ子の面倒を全面的にみている両親が、将来その子を支えられなくなった場合、その子の財産管理や身上監護を誰がどのように担うのかの問題
【か行】	
介護保険事業計画	介護保険法第117条に規定され、鈴鹿・亀山地区広域連合が策定する介護保険事業計画
加配保育士	発達障がい等で、他児と同じように保育所の生活を送ることが難しい子に、配慮を加え生活を支えることを加配と呼び、それを行う保育士のこと。
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態によりサービスを利用するための外出が著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行い、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて支援するサービス
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義（健康日本21（第2次））。三重県の「健康寿命」及び「平均寿命」は、厚生労働省から発表されているものと推計方法が異なる。

合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるものをいう。
高次脳機能障がい	交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると、記憶能力の障害、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいが生じること。
【さ行】	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
児童発達支援事業所	日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育所、幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった障がい児への支援を目的として、小学校就学前の 6 歳までの障がいのある子どもが主に通い、支援を受けるための施設
児童養護施設	保護者のない子ども、虐待されている子どもなどを養護し、子どもに安定した生活環境を提供する自立の援助等を行う児童福祉施設。児童指導員、保育士などの職員が基本的な生活習慣の確立や自立支援のための生活指導等を行い、退所者の相談を受け援助も行う。
自閉症	先天性の要因が大きいとされ、社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がい・困難が生じたり、こだわりが強くなる脳機能障がいとなったりすること。
社会的事業所	障がい者の多様な働き方の一つとして、生活指導、健康管理などに配慮した環境のもとで、障がいの有無にかかわらず、対等な立場でともに働ける新しい職場形態
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義である。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所

就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うサービス
就労継続支援事業所	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労や生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設
障害者相談支援	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うもの。
障害者総合相談支援センター	身体・知的・精神に障がいのある方の生活や福祉、就労についての相談窓口。地域で生活される障がいのある人、またはその家族の相談や、日常生活、就労などあらゆる相談を受け、各種サービスを利用するに当たっての一端を担う。
情報アクセシビリティ	パソコンやウェブページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がい者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者等に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス
自立訓練（生活訓練）	知的障がい、または精神障がい等を有する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行うサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行うサービス
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、身体上障がいがある人を対象に交付され、法で定められたさまざまな福祉制度の支援策を受けるために必要な証明となる手帳

スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、何らかの精神疾患のために、長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象に交付される手帳
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者を保護するため後見人などを定める制度
成年後見の利用の促進に関する法律	国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。
【た行】	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等が地域における生活に移行するため、住居の確保や相談、関係機関との調整等を行うサービス
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい児（者）の地域生活支援を推進する観点から、障がい児（者）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できるしくみ
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に医療サービスをはじめとするさまざまな支援を継続的かつ、包括的に提供するしくみ
適応指導教室	市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室

同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービス
統合失調症	幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患となり、それに伴って人と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がい（生活の障がい）を受ける。「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすいという特徴を併せもつ。
特定相談支援事業所	障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者に、障がい者が抱える課題解決や適切なサービスを利用するため、市の指定を受けて、サービス等利用計画の作成を行う事業所
特別支援学級	障がいの程度が比較的軽度であっても、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために設置する学級
特別支援教育	障がいのある児童・生徒に対して、その1人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育
特例子会社	企業が障がい者の雇用を促進する目的でつくる子会社
DV（ドメスティック・バイオレンス）	日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
【な行】	
内部障がい	身体障害者福祉法では、視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由とともに障がい分類のうちの一つとして規定され、疾患等によって内臓の機能が障がいとなることにより日常生活活動が制限される。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うこと。
日常生活用具	介護・訓練支援や自立生活支援等、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具
乳児院	家庭で適切な保護が受けられない乳児を収容して養育する施設。対象年齢は1歳未満を原則とし、必要に応じて満2歳まで継続できる。
ニート	非労働力人口のうち15から34歳の未婚で、就業せず、職業訓練、就学、家事や家業の手伝いもしていない者
農福連携	農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、障がい者を支援する取組のこと。

【は行】	
発達障がい	発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義
ひきこもり	「自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6カ月以上持続しており、精神障がいとその第一の原因と考えにくいもの」と定義される。パソコン通信や電話で外の人との接触がある人、家事などをして家族と良好な関係を持っている人は該当しない。
ピアカウンセリング	障がいを持つ当事者自身が自己決定権や自己選択権を育て、あい、支えあって、社会参加していくため、障がい者同士が仲間（ピア）として、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の情報を平常時から自治会や自主防災組織などの地域の避難支援者へあらかじめ提供し、災害時に地域の中で速やかな支援を行えるようにするしくみで利用する名簿。災害対策基本法において、名簿の作成が市町村に義務化されている。
福祉移送サービス	自力での移動が困難な高齢者や身体障がい者に移動手段を提供するサービス
平均寿命	平均寿命は、0歳児が平均して何歳まで生きるかを、平均余命とは、ある年齢の人が平均してあと何年生きるのかを示したもので、ある年齢の人が0歳の場合の平均余命を特に平均寿命と呼ぶ。三重県の「健康寿命」及び「平均寿命」は、厚生労働省から発表されているものと推計方法が異なる。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、授業終了後又は休業日に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のための支援を行うサービス
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
法定雇用率	一定数以上の人がいる企業・団体に障がい者の雇用を義務づけた割合
訪問入浴	自宅での浴槽での入浴が困難な方に対し、専門のスタッフが移動入浴車を自宅に持ち込み入浴介助を行うサービス
補装具	身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完・代替する用具

【ま行】	
丸ごと	「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみとして、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備（対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも含む。）を進めていくこと。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めつつ、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
【や行】	
要約筆記	聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。
ユニバーサルデザイン	年齢や身体能力に関わらず全ての人に適合するデザイン
【ら行】	
療育手帳	知的障害者福祉法には全国で統一された療育手帳の規定はなく、三重県では、児童相談所、または障害者相談支援センターにおいて知的障がいと判定された場合に交付される手帳
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービス
レスパイトケア	乳幼児や障がい児（者）、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスとなり、施設への短期入所や自宅への介護人派遣等がある。
【わ行】	
我が事	福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支える側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。



第2次 亀山市障がい者福祉計画 [平成30年3月]

発行 亀山市

〒519-0164 三重県亀山市羽若町545番地

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内

☎ : 0595-84-3313、FAX : 0595-82-8180